

国際馬術連盟

FEI 馬ドーピング防止および 治療規制規程

第1版

(2010年4月5日 FEI 施行、2011年1月1日 FEI 改定)



社団法人 日本馬術連盟

目 次

序文.....	3
はじめに.....	3
FEI EADCM 規程の基本原則.....	4
目的.....	5
馬ドーピング防止（EAD）規則	
第1条　ドーピングの定義.....	6
第2条　EAD 規則違反.....	6
第3条　EAD 規則違反の立証.....	7
第4条　馬の禁止・規制物質リスト.....	8
第5条　検査.....	9
第6条　検体の分析.....	10
第7条　結果の管理.....	11
第8条　公正な聴聞会に参加する権利.....	15
第9条　個人成績の自動的な失効.....	16
第10条　制裁措置.....	16
第11条　チームに対する措置.....	24
第12条　上訴（不服申し立て）.....	24
第13条　適用、報告、承認.....	25
第14条　時効.....	26
第15条　EAD 規則の改正および解釈.....	27
第16条　移行規定.....	27
馬治療規制（ECM）規則	
FEI 治療規約.....	29
第1条　治療規制違反の定義.....	29
第2条　治療規制規則違反.....	29
第3条　ECM 規則違反の立証.....	30
第4条　馬の禁止・規制物質リスト.....	32
第5条　検査.....	32
第6条　検体の分析.....	33

第7条	結果の管理	34
第8条	公正な聴聞会に参加する権利	38
第9条	個人成績の自動的な失効	41
第10条	制裁措置	41
第11条	チームに対する措置	47
第12条	上訴（不服申し立て）	47
第13条	適用、報告、承認	49
第14条	時効	50
第15条	ECM 規則の改正および解釈	50
第16条	移行規定	51
付則 1	定義	52

序文

はじめに

馬ドーピング防止および治療規制規程（以下、“EADCM 規程”あるいは“規程”という）は、世界ドーピング防止規程（2009年版）の精神に則り、FEIの傘下団体の事業すべてにおいて適用・施行される。また、例外的なケースについては、問題を洗い出すためにFEIのアスリートにより2008年9月に設立されたArne Ljungqvist教授が委員長を務めるクリーンスポーツ委員会（以下、“Ljungqvist委員会”という）およびLord Stevensが委員長を務めるStevens委員会の“合同協議会”による見解を尊重する。両委員会は、2009年10月9日にデンマーク・コペンハーゲンにおいてそれぞれの見解について論議し、最終的に合同協議会の体制をとることになった。EADCM規程の第1章、馬ドーピング防止規則（以下、“EAD規則”という）は、EADCM規程で定める禁止物質および禁止方法に抵触することが疑われるあらゆる違反に対して適用されなければならない。一方、EADCM規程の第2章、馬治療規制規則（以下“ECM規則”という）は、EADCM規程に定める治療用規制物質および治療用規制方法に抵触することが疑われるあらゆる違反に対して適用される。

EADCM規程は、特に合同協議会の実質的な見解を尊重して、2009年11月の総会で決議され、2010年1月1日から施行される。合同協議会からの最も重要な勧告は、EAD規則第2条1～7に定義されるドーピングと、ECM規則に定義される治療用規制物質・方法をまったく別個の規程として確立するというものであった。その結果、規定の適用と理解を容易にするために、それら2つの規則が、異なる章立てによって、広範な内容を網羅する一冊の規程集として編集されることになった。この新たな方法により、適用する用語に

変更が生じた。今後は EADCM 規程で禁止されている物質はいずれも、現在包括的な用語として用いられている禁止・規制物質 (Prohibited Substance) と表記する。しかしながら、EAD 規則においてドーピング物質に分類されている物質は禁止物質 (Banned Substances)、ECM 規則において治療用薬物に分類されている物質は治療用規制物質 (Controlled Medication Substances) と表記することとする。

EADCM 規程は、スポーツが行われる環境を統制・管理するための規定である。馬管理責任者およびそのサポートスタッフは、FEI 事業への参加者および関係者として本規程を遵守し、また本規程の規制を受ける。本規程の規制がサポートスタッフにも及ぶとする考え方は、FEI 一般規程において、その者が違反行為に関与していたことが明確であるという状況においては、常に“馬管理責任者の一人”として扱っており、全く新しい考え方というわけではない。新しい規程の概要と基本理念の目的とするところは、馬術スポーツにおける EADCM 規程違反者のすべてが責任を負うことを確実にすることにある。しかし、基本的には、サポートスタッフの関与によって馬管理責任者の責任を軽減し、あるいは他に転嫁するものではない。馬管理責任者には EADCM 違反に関して、最終的な責任、つまり絶対的な公的責任がある。合理的かつ特別な根拠がある場合に限り、サポートスタッフも共犯的な責任がある。

EADCM 規程は、刑事事件や雇用問題にまで波及する影響力や法的拘束力があるわけではない。本規程には、その基本理念および最低限の基準が規定されている。本規程は公正なスポーツおよび馬のウェルフェアを目的に、広く有識者等の統一見解を示したものであり、裁定や判定に係わるすべての部署はこれを尊重すべきである。

FEI EADCM 規程の基本原則

ドーピング防止プログラムは、スポーツにおける本質的な価値を守るためのものである。スポーツの本質的な価値は、しばしば「スポーツ精神」と言われる。それはオリンピック精神の真髄であり、それに則って我々は純粋にプレイするのである。スポーツ精神は、人間の精神、身体、意志を賞賛するものであり、以下の価値によって示される。

- 道徳、フェアプレイ、正直さ
- 健康
- 高度なパフォーマンス
- 人格および教育
- 娯楽性
- チームワーク

- 献身および責任
- 規則および法の尊重
- 自身および他の参加者への敬意
- 勇気
- 協調および連帯

ドーピングは、スポーツ精神の対極にある。

目的

改定版 EADCM 規程は 2010 年 1 月 1 日に発効する。FEI 定款、一般規程、獣医規程、FEI 裁定委員会の内規、FEI 検査所基準、その他適用される規程や規則を併読のこと。

EADCM 規程は、FEI、各国馬術連盟、それらのメンバーである馬管理責任者および馬管理責任者のサポートスタッフ、FEI あるいは各国馬術連盟の活動や競技に参加している者に適用する。

FEI 競技会に出場するためには、馬管理責任者あるいは馬は FEI に登録されていなければならない。ただし、FEI 一般規程で別に定められている特例を除く。

各国馬術連盟は、その管理下にある登録された馬管理責任者、(適用の対象となる) サポートスタッフ、(適用の対象となる) その他の者が、定款、種々の規程、EADCM 規程を含むあらゆる FEI 規程、その他適用されるすべての規程および規則に従うことを保証しなければならない。

EADCM 規程は、EAD 規則および ECM 規則の第 13 条 1 の規定に従い、FEI または各国馬術連盟が管轄権を持ち、あるいは他の統括団体がその管轄権を代理する。EADCM 規程のうち禁止物質に適用される部分 (EAD 規程) は、人間のアスリートのための WADA 規程 2009 年版をモデルにしている。これに対して ECM 規則は、馬のウェルフェアおよび最高レベルの専門技術を保証するために、馬への治療用規制物質の投与の必要性に対する特別な考慮を鑑みて構成されている。EADCM 規程は 2 つの章 - EAD 規則 (第 1 章) と ECM 規則 (第 2 章) - で構成することにより、ドーピングと治療を明確に区別している。馬の治療目的使用に係る除外措置 (ETUE : 治療申請書式 1 として知られている) は、ECM 規則に規定される治療用規制物質を使用する場合に限り適用可能であり、EAD 規則に規定される禁止物質の使用には適用しない。

馬ドーピング防止（EAD）規則

第1条 ドーピングの定義

ドーピングとは、EAD 規則第 2.1 項から第 2.7 項に定められている事項に対する、1 件あるいは複数件の EAD 規則違反が発生することをいう。

第2条 EAD 規則違反

馬管理責任者およびそのサポートスタッフは、EAD 規則違反の仕組み、馬の禁止・規制物質リストに示されている物質および方法、禁止物質として定義されている物質および方法を認識しておく責任がある。

禁止物質あるいは禁止方法について、以下は EAD 規則違反となる。

2.1 馬から採取した検体中に禁止物質あるいはその代謝物またはマーカ存在

2.1.1 馬の体内に禁止物質が存在しないことを保証することは、馬管理責任者個人の義務である。馬から採取された検体から禁止物質が検出された場合、第 2.2 項～第 2.7 項に規定したような、サポートスタッフに責任があると考慮される状況下であっても、馬管理責任者はその責任を負う。第 2.1 項に規定する EAD 規則違反の立証に際しては、その使用が意図的あるいは過誤、不注意、故意を区別する必要はない。

2.1.2 第 2.1 項に規定する EAD 規則違反を立証するには、以下のいずれか一方を満たしていれば十分である。(i) 当該馬から採取した A 検体に禁止物質あるいはその代謝物またはマーカ存在した場合にあって、馬管理責任者が B 検体の分析を放棄し、B 検体の分析が行われなかった場合、または (ii) B 検体の分析が行われ、その結果、A 検体で検出された禁止物質あるいはその代謝物またはマーカの存在が確認された場合。違反が疑われる分析所見は、血液あるいは尿検体の陽性により証明される。

2.2 禁止物質あるいは禁止方法の使用または使用の企て

2.2.1 禁止物質が馬の体内に入らないようにすることは、馬管理責任者がサポートスタッフと協力して負うべき義務である。したがって、禁止物質あるいは禁止方法の使用に関する EAD 規則違反の立証に際しては、その使用が馬管理責任者あるいは（適用の対象となる）そのサポートスタッフの意図、過誤、不注意、故意を区別する必要はない。

2.2.2 禁止物質あるいは禁止方法の使用または使用の企ての成否は問わず、禁止物質あるいは禁止方法の使用または使用の企てがあったことが事実であれば、EAD 規則違反が成立する。

2.3 EADCM 規程に定められた通告の後に、やむを得ない理由がなく検体採取を拒否または回避すること、あるいはその他の方法で検体採取を回避すること。

2.4 ドーピング規制のあらゆる過程における、不正な改竄の実施またはその企て。

2.5 禁止物質あるいは禁止方法の所持

馬管理責任者およびそのサポートスタッフは、やむを得ない理由を示さない限り、禁止物質あるいは禁止方法の所持を禁止される。(本項については、付則 1 に定める所持の定義について併読のこと)

2.6 あらゆる禁止物質あるいは禁止方法に係わる売買または売買の企て。

2.7 EAD 規則違反あるいは EAD 規則違反の企てについての支援、助長、援助、教唆、隠蔽、その他あらゆるタイプの共謀。

第3条 EAD 規則違反の立証

3.1 立証責任および証拠基準

FEI は EAD 規則違反があったことを立証しなければならない。対象となっている EAD 規則違反の深刻性を、FEI が聴聞パネルに対して十分に納得させられるか否かが、その証拠基準となる。あらゆる事例における証拠基準は、単に蓋然性が高いだけでは不十分だが、疑義を抱かせる合理的な証拠があれば適用される。推定または証明された特定事実および状況に対して、EAD 規則の定めにより、馬管理責任者およびそのサポートスタッフが反証した場合には、異なる証拠基準が特に認められている場合を除き、証拠基準は高い蓋然性を必要とする。

3.2 事実および推定の証明方法

EAD 規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある方法によって証明される。EAD 規則下のドーピング事例においては、以下に示す証明方法が適用される。

3.2.1 FEI 公認検査所は、FEI 検査所基準に則った検体分析および保管手順を実施していることが前提となる。EAD 規則違反に問われた馬管理責任者およびそのサポートスタッフは、その嫌疑に対して、違反が疑われる分析結果がほぼ確実に FEI 検査所基

準からの逸脱が原因であることを証明することによって、反論することができる。

違反が疑われる分析結果がほぼ確実に FEI 検査所基準からの逸脱が原因であることを示すことによって反論された場合、FEI はその逸脱が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことをほぼ確実に証明しなければならない。

3.2.2 その他の FEI 基準あるいは EAD 規則および指針からの検査の逸脱があっても、その逸脱が違反が疑われる分析結果あるいはその他の EAD 規則違反の原因ではないことがほぼ確実な場合には、その分析結果が無効になることはない。馬管理責任者あるいは（適用の対象になる）そのサポートスタッフが、その他の FEI 基準あるいは EAD 規則からの逸脱が、違反が疑われる分析結果あるいはその他の EAD 規則違反の原因である可能性が高いことを証明した場合、FEI はその逸脱が、違反が疑われる分析結果あるいは EAD 規則違反の原因とはならない確証をあげて、聴聞パネルが納得する十分な証明をしなければならない。

3.2.3 裁判所または専門的な裁定機関によって判定され、かつ不服申し立てがなされていない事実は、馬管理責任者およびそのサポートスタッフにとって、その判定が基本的人権を損なうことを証明できない限り、反証の余地のない証拠となる。

3.2.4 EAD 規則違反が疑われる事例を扱う聴聞パネルは、EAD 規則違反が疑われている馬管理責任者および（適用の対象となる）そのサポートスタッフに対して、聴聞パネルあるいは FEI が然るべき時期に（FEI 裁定委員会の指示により直接あるいは電話によって）通告した聴聞会への出頭を拒否したときは、違反行為があったと推論することができる。

第4条 馬の禁止・規制物質リスト

4.1 馬の禁止・規制物質リストの導入

EAD 規則には、FEI によって適時公表および改訂される馬の禁止・規制物質リスト（以下、「リスト」と言う）が含まれる。FEI は最新リストを、FEI メンバーおよび組成団体が入手できる方法で公表する。FEI ウェブサイトへの公表もそのひとつであるが、それに限定されるものではない。

4.2 リストに含まれる禁止物質および禁止方法の見直しと公表

FEI は適時、しかし少なくとも 1 年ごとに、ウェブサイトへの公表あるいはその他の適当な方法によって、最新リストを改訂する。それら最新リストは、公表から少なくとも 90 日以内に発効することはない。リストが改訂されたときには、各国馬術連盟

から提供された、あるいは FEI 保有のファイルに記載された E メールアドレスを通じて、各国馬術連盟およびコンタクト獣医師に通知される。リストの改訂は最小限 1 年に 1 回は行われるが、その際には各国馬術連盟および有識者からのフィードバックの機会を設ける。

4.3 リストに含まれる物質および方法

禁止物質または禁止方法（治療用規制物質または治療用規制方法と区別すること）として、リストに掲載される物質および方法に関する FEI の決定は、最終的なものであり、すべての関係者がこれに従うことが義務付けられる。いかなる理由であれ、馬管理責任者およびそのサポートスタッフまたはいかなる者による異議も認めない。

第5条 検査

5.1 検査実施権限

FEI または各国馬術連盟に登録されているすべての馬、または国際競技会およびナショナル競技会に参加する馬は、(a)国際競技会にあつては FEI による競技会内検査、(b)ナショナル競技会においては当該馬が登録されている各国馬術連盟、または当該馬が参加する競技あるいは競技会を管轄するドーピング防止機関による競技会内検査を受ける義務がある。

FEI またはその受託者あるいは代理人は、国際競技会における検査の責任を全面的に負い、FEI の書面による許可がなければ、それ以外の者が検査を実施することはできない。各国馬術連盟またはその受託者あるいは代理人は、主催するナショナル競技会における検査の責任を全面的に負い、当該馬術連盟の書面による許可がなければ、それ以外の者が検査を実施することはできない。

FEI または各国馬術連盟に登録されているすべての馬は、FEI および当該馬が登録されている各国馬術連盟による競技会外検査を受ける義務がある。本規則は、第 13.1 項に則り、各国馬術連盟が独自の競技会外検査計画を実施することを妨げるものではない。

5.2 FEI 検査に対する責任

FEI 獣医部門は、FEI の指揮下で実施するすべての検査を監督する責任がある。検査は、FEI 獣医師団メンバーあるいは、当該競技会または EAD 規則で定められた者、あるいは FEI 事務総長または事務総長が定めた者が書面で指名した者の監督下で実施される。

5.3 検査基準

FEI あるいはその代理人の指揮下で実施される検査は、検査が実施される時点で発効中の FEI 獣医規程に定められている FEI 検査基準に基づいていなければならない。

5.4 被検馬の選択

5.4.1 FEI は検査実施件数および被検馬を決定しなければならない。

5.4.2 上記第 5.4.1 項に定める選択決定に加え、国際競技会において獣医師団は競技審判団と協議のうえ、ターゲット検査の被検馬を決めることができる。

5.4.3 各国馬術連盟はその管轄の範囲内で、検査実施件数および被検馬を決定しなければならない。

5.4.4 EAD 規則は、FEI が競技会内検査を指導統括することを認め、それを制限することはない。

第6条 検体の分析

EAD 規則に則った FEI 検査において採取された検体の所有権は FEI にある。それらの検体は、以下に示す方針に則って分析されなければならない。

6.1 公認検査所の利用

EAD 規則には FEI 公認検査所リストが含まれている。そのリストは FEI が公表し、随時改訂するものである。FEI は分析する検体を、FEI 検査所基準の要件を満たしている FEI 公認検査所に送らなければならない。A 検体あるいは B 検体のいずれか、またはその両方の分析を行う検査所の選択は、FEI のみが行うことができる。しかしながら馬管理責任者は、A 検体の分析が行われた検査所とは異なる検査所での B 検体の分析を求めることができる。そのような場合、FEI は FEI 公認検査所リストから B 検体分析のための検査所を選択し、それを馬管理責任者に通知しなければならない。

6.2 検体採取および分析の目的

検体は、馬の禁止リストに定められているあらゆる禁止物質および禁止方法を検出するために分析される。FEI はまた、既定のモニタリングプログラムによる最新情報を公表するため、調査目的およびモニタリング目的で、その他の物質を検出することを検査所に要求できる。

6.3 検体に関する調査

馬管理責任者の書面による同意なしに、第 6.2 項に明記された以外の目的に検体を利用することはできない。馬管理責任者の書面による同意を得て第 6.2 項に明記された以外の目的に検体を利用するときは、その検体の馬および馬管理責任者が特定できないように、個体識別のラベルがすべて除去されていなければならない。すべての検体は、FEI 検査所基準に規定されるガイドラインに従って廃棄されなければならない、それは第 14 条に定めた時効の成立後であってはならない。

6.4 検体の分析および報告基準

検査所は FEI 検査所基準に従って、検体を分析し、結果を報告しなければならない。

6.5 検体の再検査

FEI による指示があった場合にのみ、検体は第 6.2 項の目的のために随時再検査することができる。検体の再検査のための状況および必要条件是、FEI 検査所基準の要件に適合していなければならない。当該検体がオリンピック、パラリンピック、あるいは世界馬術選手権大会で採取されたものであり、さらに禁止物質あるいは禁止方法が検体採取時点で禁止されているものであった場合のみ、検体の再検査の結果が EAD 規則違反となり得る。これらはすべて第 14 条に則る。

第7条 結果の管理

7.1 FEI 検査およびその他の EAD 規則違反による検査結果の管理

FEI 検査およびその他の EAD 規則違反による検査結果の管理は以下による。

7.1.1 あらゆる分析の結果は、検査所の認定された代表が署名した報告書によって FEI のみに送付される。検体の分析結果はすべて親展書で行われなければならない。

7.1.2 A 検体について違反が疑われる分析結果を受領したとき、FEI は違反が疑われる分析結果の要因となり得る FEI 獣医規程あるいは FEI 検査所基準の検査指針からの明らかな逸脱の有無について、改めて再検討を指示しなければならない。

7.1.3 第 7.1.2 項に則った最初の再検討により、違反が疑われる分析結果の要因となる、FEI 獣医規程あるいは FEI 検査所基準の検査指針からの明らかな逸脱がなかったことが確認されたときは、FEI は当該馬管理責任者に以下の内容を速やかに通知しなければならない。

- (a) 違反が疑われる分析結果
- (b) EAD 規則違反
- (c) 早急に B 検体の分析を要請するか否か。馬管理責任者には B 検体の分析を

放棄する権利があること。

- (d) 馬管理責任者は、B 検体を分析する検査所として、FEI が指定した A 検体分析の検査所とは異なる検査所を選ぶことができる。さらに、FEI 検査所基準に定められた期間内に、B 検体分析のための代理人（立会人）を派遣することができる。ただし、その代理人または立会人が分析過程の公正性を損なうおそれがあると認められる場合を除く。
- (e) 馬管理責任者には、FEI 検査所基準に定めた情報を含む、A および（分析された）B 検体に関する検査所による報告書のコピーを要求する権利がある。

最初の再検討により、違反が疑われる分析結果が EAD 規則違反にあたらないと FEI が判断したときは、当該馬管理責任者の所属国馬術連盟には通知しない。

7.1.4 前第 7.1.3 項 (d) に則り、(B 検体の) 確認分析要請を受領した時点から 7 日以内に、FEI は分析の実施が可能な日程を提案する。当該馬管理責任者は、B 検体分析の権利を放棄することにより、A 検体の分析結果を受け入れることになる。その場合においても、FEI は B 検体の分析を実施することができる。この場合、B 検体の分析は、A 検体における違反が疑われる分析結果を確認するためにのみ用いられる。当該馬管理責任者が、定められた期間中に確認分析要請を提出しなかったときは、B 検体分析の権利を放棄したものと見なされる。

7.1.5 当該馬管理責任者およびその代理人（立会人）に加え、所属国馬術連盟の代表者および FEI の代表者も B 検体分析への立会いが許可される。第 7.1.3 項に示された通知が所属国馬術連盟を通じて行われなかったときは、当該国馬術連盟は然るべき時期に FEI から、違反が疑われる分析結果および B 検体分析への立会い権利について通知を受けるべきである。

7.1.6 B 検体が陰性であったときは、当該検体に係る検査結果は陰性で見なされる。FEI はそれらの結果を親展状で受け取り、当該馬管理責任者に通知しなければならない。

7.1.7 禁止物質あるいは禁止方法の使用が B 検体において確認されたときは、FEI はそれらの結果を親展状で受け取り、当該馬管理責任者に通知しなければならない。

7.1.8 FEI は必要があれば、あらゆる追跡調査を実施することができる。それら追跡調査が終了した際には、FEI は速やかにその追跡調査の結果を、当該馬管理責任者の所属国馬術連盟に通知しなければならない。

7.1.9 疑義を生じさせないために、B 検体での確認検査を行うときは、血液または尿検体、あるいはそれら双方の検査結果によって結論づけることができる。(例えば、A 検体での違反結果が尿検査によるものであり、B 検体の血液検査でもそれが確認されたとき、またはその逆のケースであれば、その分析結果は有効である)

7.2 特異所見の検証

FEI 検査所基準において、検査所は生体内にて自然に生成され得る禁止物質の存在が確認されたときには、今後の調査・検証の対象となる特異所見として報告するように指示されている。A 検体の特異所見を受領したとき、FEI は特異所見の要因となり得る検査過程、あるいは FEI 検査所基準の検査指針からの明らかな逸脱行為の有無についての検討を指示しなければならない。この検討により、特異所見の要因となるいかなる作業上の逸脱も見いだせなかったとき、FEI は必要な調査・検証を行わなければならない。調査完了後、その特異所見が違反となるか否かについて、当該馬管理責任者およびその所属国馬術連盟に通知する。当該馬管理責任者の所属国馬術連盟には、EAD 規則第 7.1 項の規定に基づいて通知しなければならない。

7.2.1 FEI は、調査・検証が完了して当該特異所見が違反となるか否かが決定するまでは、その特異所見を通知することはない。ただし、第 7.2 項に規定される調査の終了以前に、FEI が B 検体を分析することを決定したときは、FEI は、当該馬管理責任者に特異所見および第 7.1.3 項 (b) ~ (e) に示す内容を通知した後に、B 検体の分析を実施することができる。

7.3 その他の EAD 規則違反の検証

検査によって摘発される違反以外の明白な EAD 規則違反に関しては、FEI は必要な追跡調査を実施することができる。EAD 規則違反のあったことが明白な場合には、当該馬管理責任者および/あるいは(適用の対象となる)そのサポートスタッフに、速やかに違反のあった EAD 規則および違反の証拠を通知しなければならない。

7.4 暫定資格停止

7.4.1 FEI は、馬管理責任者、サポートスタッフ、および/あるいは当該馬管理責任者の馬匹に対して、十分な聴聞をする前に暫定的な資格停止処分を講じなくてはならない。それは、(a) EAD 規則違反を行なったという告発(冤罪を防ぐために、告発による暫定資格停止処分は、それを自白した本人にのみ適用する)、あるいは (b) 以下の事例に合わせて適用する。(i) A 検体あるいは A および B 検体の検査で違反が疑われたとき、(ii) 上記第 7.1.2 項に定めた調査、(iii) 上記第 7.1.3 項に定めた通知。FEI による暫定資格停止処分が科されたときは、当該 EAD 規則違反の被疑者に実質的な

不利益を与えないために、下記第 8 条に則った聴聞を前倒しして行うか、あるいは暫定資格停止処分発効後の適当な時期または暫定資格停止処分発効前に、当該被疑者には予備聴聞会の機会が与えられなければならない。

7.4.2 A 検体の分析結果で違反が疑われ、暫定資格停止処分が科せられた後の B 検体の分析（B 検体の分析要請があった場合）が A 検体の分析結果を確認するものではなかったとき、当該被疑者および当該者が所有する馬に対して、第 2.1 項に定められた違反（禁止物質またはその代謝物あるいはマーカ存在）による資格停止処分をそれ以上科してはならない。当該馬管理責任者あるいはその所有馬が第 2.1 項における違反を理由に競技および／あるいは競技会から除外され、その後の B 検体の分析が A 検体の分析結果を確認するものではなく、その他の面においても競技あるいは競技会への影響がない場合、当該馬管理責任者およびその所有馬が再度エントリーできるのであれば、当該競技および／あるいは競技会に参加することができる。

7.4.3 予備聴聞会を経て暫定資格停止処分が科された後であっても、最終的な聴聞会より前であれば、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは、以下の要件を満たしているときは 2 回目の予備聴聞会を要請することができる。(i) 当該予備聴聞会の時点で判明している、暫定資格停止処分を解除する理由になり得る新たな証拠の存在、または (ii) そこに多大な利害が絡む可能性があり、暫定資格停止処分の続行が、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフに不当な損失あるいは不利益を与えることになるとき。第 2 回予備聴聞会の要請は、これらの要件を満たして、FEI 司法部門宛てに書面をもって行われなければならない。最初の予備聴聞会を担当した予備聴聞会パネルは、第 2 回予備聴聞会を開催するか否かを決定しなければならない。開催を受理した場合には、第 1 回予備聴聞会を担当したメンバーと同じ予備聴聞会パネルが、第 2 回予備聴聞会も担当する。しかし、特別な事情がある場合はその限りではなく、その際には他の FEI 裁定委員会メンバーが指名され、第 2 回予備聴聞会を遂行する。

7.4.4 暫定資格停止の期間中、暫定資格停止処分を科されている馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフ、または暫定資格停止処分を科されている馬は、FEI あるいは各国馬術連盟が公認あるいは主催する競技会ならびに競技や事業、またはインターナショナルあるいはナショナルレベルの組織が公認あるいは主催する競技には、いかなる立場でも参加することはできない。

7.5 馬術スポーツからの引退

違反行為の結果管理処理中に、当該事例の馬管理責任者および／あるいはサポートス

スタッフが引退した場合であっても、FEIはその違反行為の結果管理を遂行する権利を有する。違反行為の結果管理に着手する前に、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが引退する場合においても、FEIは同様に結果管理の処理を進める権利を有する。

第8条 公正な聴聞会に参加する権利

8.1 FEI 裁定委員会前の聴聞会

8.1.1 FEI 裁定委員会は、EAD 規則違反を含むあらゆる事例を裁定する。

8.1.2 第 7 条に定めた結果管理処理のプロセスに従って、EAD 規則違反が確認されたときは、当該事例は裁決のために FEI 裁定委員会の聴聞パネルに諮られる。

8.1.3 本条に則った聴聞会は、上記第 7 条に定めた結果処理または調査プロセスが完了し、すべての証拠および当事者からの申し立てが提出された後に、速やかに行われなければならない。EAD 規則違反を問われている当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフは、それら証拠および申し立てを速やかに提出することに協力し、FEI 裁定委員会からの要請があった場合には聴聞会に出席しなければならない。

8.1.4 EAD 規則違反を問われている当該馬管理責任者あるいは／およびサポートスタッフは、いかなる状況下においても聴聞会に出席することができる。

8.1.5 馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフは、EAD 規則違反を認め、FEI が求める第 9 条および第 10 条に則った処分を受け入れることができる。

8.1.6 FEI 裁定委員会の裁決は、第 12 条に規定されている通り、スポーツ仲裁裁判所に上訴することができる。

8.2 公正な聴聞会の原則

EAD 規則におけるすべての決定および聴聞については、以下の原則を遵守すること。

- A. 公正かつ公平な聴聞パネル。
- B. 当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフの費用負担により弁護士を代理人とする権利（本人の同席の有無に係わらない）。
- C. 問われている EAD 規則違反についての情報を公正かつタイムリーに入手する権利。

- D. 問われている EAD 規則違反およびそれに係わる処分に反論する権利。
- E. 証拠を提出する当事者個々の権利 (Equestrian Community Integrity Unit の活動により FEI が入手した証拠を含むが、それに限定するものではない)。
- F. 証人の召喚および尋問する当事者個々の権利 (電話あるいは書面による証言を受け入れるか否かは、聴聞パネルの裁量による)。
- G. 当事者による迅速かつ遺漏のない調書の提出を条件とした、タイムリーな聴聞会の開催。
- H. 聴聞会の少なくとも 5 日前 (休日を除く) までの要請を条件とする、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが聴聞会に通訳を求める権利。通訳者の選任および費用の負担責任については聴聞パネルの決定による。
- I. 適正な理由と、特に資格停止期間についての説明を含む、書面によるタイムリーな裁定。

8.3 聴聞会の放棄

聴聞会開催要請の権利は、当該馬管理責任者および／あるいは (適用の対象となる) サポートスタッフがその意志を表明することによって、あるいはそれらの当該者が違反の通知を受領して 10 日間以内に聴聞会の開催を要請しないことにより、放棄することができる。聴聞会が開催されないときは、FEI 裁定委員会は科された処分の説明を含む、最終的な裁定を公表しなければならない。

第9条 個人成績の自動的な失効

競技に付帯する検査で EAD 規則違反があったとき、当該競技における当該馬管理責任者と競技馬双方の成績は自動的に失効し、さらにメダル、ポイントおよび賞金の没収を含み、当該成績にともなうすべてが失効する。

第 1 回ホースインスペクション開始の 1 時間前から、当該競技会における最終競技の結果発表の 30 分後までの間に実施された検査は、“当該競技に付帯する”検査と見なす。

第10条 制裁措置

10.1 EAD 規則違反が発生した競技会期間中の成績の失効

競技会期間中あるいは競技会に関連して EAD 規則違反が発生したとき、当該競技会における当該馬管理責任者の個人成績は、第 10.1.1 項に示される場合を除き、騎乗した馬に係わらずすべて失効し、さらにメダル、ポイントおよび賞金の没収を含み、当該成績にともなうすべてが失効する。

10.1.1 当該馬管理責任者が、EAD 規則違反に関連するいかなる過失も不注意もないことを証明したときには、他の競技における当該馬管理責任者の個人成績は失効しない。

い。ただし、EAD 規則違反のあった競技以外の競技における当該馬管理責任者の成績が、当該馬管理責任者の EAD 規則違反の影響を受ける可能性がある場合を除く。

10.1.2 EAD 規則違反が発生した競技以外の競技における当該馬管理責任者の当該競技馬の成績が、その EAD 規則違反の影響を受ける可能性がある場合、メダル、ポイントおよび賞金の没収を含み、当該成績にともなうすべてが失効する。これは、当該馬管理責任者以外の者が騎乗して獲得したものであっても適用される。

10.2 禁止物質および禁止方法の存在、使用、使用の企てまたは所持に対する資格停止および罰金

第 2.1 項（禁止物質、その代謝物およびマーカ存在）、第 2.2 項（禁止物質または禁止方法の使用または使用の企て）または第 2.5 項（禁止物質または禁止方法の所持）に規定する違反に対する制裁は以下の通り。ただし、第 10.4 項、第 10.5 項または第 10.6 項に示した制裁を無効、軽減あるいは加増する条件に合致するときを除く。

初回違反：2 年間の資格停止。他の適正な金額の査定がなければ 15,000CHF（スイスフラン）の罰金、および司法手続きに係る適正な費用。

複数回の違反：第 10.7 項に定める。

10.3 その他の違反に対する資格停止

上記第 10.2 項以外の EAD 規則違反に対する制裁は以下の通り。

10.3.1 第 2.3 項（検体採取の拒否または回避）、第 2.4 項（ドーピング規制のあらゆる過程における、不正な改竄の実施またはその企て）あるいは第 2.7 項（EAD 規則違反あるいは EAD 規則違反の企てについての支援、助長、援助、教唆、隠蔽、その他あらゆるタイプの共謀）の違反については、第 10.2 項に規定される制裁が科される。ただし、第 10.4 項、第 10.5 項または第 10.6 項に示される制裁を無効、軽減あるいは加増する条件に合致するときを除く。

10.3.2 第 2.6 項（売買または売買の企て）の違反については、4 年以上の資格停止または永久資格停止となる。ただし、第 10.5 項に示した条件に合致するときを除く。他の適正な金額の査定がなければ 25,000CHF（スイスフラン）の罰金、および司法手続きに係る適正な費用が科される。また、スポーツ規則以外の法律違反となり得る第 2.6 項あるいは第 2.7 項に関する重大な違反は、それを管轄する行政、専門あるいは司法機関に報告される。

10.4 特定の状況における特定の物質に係わる資格停止期間の取り消しあるいは短縮

馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、検出された物質が馬の体内に入った理由あるいは当該責任者が所持することになった理由と、それが馬の競技能力を向上させる物質あるいは禁止物質または禁止方法の使用を隠蔽するものではないことを証明できるときは、第 10.2 項に示す資格停止期間は以下のように変更される。

初回違反：最も軽い制裁は懲戒のみとし、以降の競技会についての資格停止はなし。最も重い制裁は 2 年間の資格停止および 15,000CHF（スイスフラン）以下の罰金および司法手続きに係る費用。

制裁へのあらゆる取り消しおよび軽減の正当性を証明するためには、当該馬管理責任者あるいは／および（適用の対象となる）サポートスタッフは、馬の競技能力を向上させる目的がないこと、あるいは禁止物質または禁止方法の使用を隠蔽するものではないことを、聴聞パネルに納得させ得る自らの証言に加えて、裏づけとなる証拠を提出しなければならない。EAD 規則の違反者における過失の程度は、資格停止期間の軽減を査定する際の基準となる。ただし、ある特定の物質についての EADMC 規程違反では、第 10.5 項の定めを適用することはできない。

10.5 例外的な状況に基づく資格停止期間の取り消しまたは軽減

10.5.1 過失がないこと

当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、関与しているとされる事例について、EAD 規則違反に係わる過失がなかったことを証明したとき、その証明がなければ適用される資格停止およびその他の制裁は、その者に関しては取り消される。第 2.1 項（禁止物質の存在）違反として禁止物質あるいはその代謝物またはマーカが馬の検体から検出されたとき、当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフは、資格停止およびその他の制裁を取り消させるために、禁止物質が馬体内に入った経緯を証明しなければならない。本条項が適用され、資格停止およびその他の制裁が取り消された場合、当該 EAD 規則違反は、第 10.7 項に定める複数回の違反に対する資格停止期間の算定には加えない。

10.5.2 重大な過失がないこと

当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、関与しているとされる事例について重大な過失がなかったことを証明したとき、その証明がなければ適用される資格停止期間およびその他の制裁は、その者に関しては軽減さ

れる。ただし、資格停止期間が、当初の資格停止期間の半分より短くなることはない。証明がなければ適用される資格停止期間が永久の場合には、この条項に則って軽減措置を講じられた後の資格停止期間は、8年間より短くなることはない。第2.1項（禁止物質あるいはその代謝物またはマーカの存在）違反として禁止物質あるいはその代謝物またはマーカが馬の検体から検出されたとき、EAD規則違反の被疑者が資格停止期間およびその他の制裁の軽減措置を求めるためには、それらの禁止物質あるいはその代謝物またはマーカが馬体内に入った経緯を証明しなければならない。

10.5.3 EAD規則違反の発見または証明における実質的な協力

第12条に規定する上訴に対する最終決定、あるいは上訴可能期間の満了に先立ち、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフがFEI、Equestrian Integrity Unit、刑事司法機関または制裁を扱う専門機関に対して、実質的に協力した場合には、FEI裁定委員会は、科された資格停止期間を軽減することができる。それは、FEIが他者によるEAD規則違反を摘発または証明、あるいは刑事司法または制裁を扱う専門機関が他者による刑事上の違反あるいは専門的な規則違反を摘発または証明する結果につながるような協力的行為である。この協力的行為は、資格停止期間を軽減するためにのみ扱われ、当該EAD規則違反に係わった他者および団体に責任を負わせるものではない。この協力があつた場合、当初の資格停止期間は、当該EAD規則違反の深刻度と、薬物汚染のない馬術スポーツ促進への協力の貢献度に応じて軽減される。ただし、いかなる場合においても、協力的行為がない場合に適用される資格停止期間の4分の3を超える期間を軽減することはない。協力的行為がない場合に永久資格停止が科される事例にあつては、最終的な資格停止期間が8年を下回ることはない。当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、期待された協力的行為を提供しなかつたことを理由に、FEI裁定委員会が後に軽減された資格停止期間を元の期間に戻した場合、当該馬管理責任者あるいは／およびサポートスタッフは、第12.2項に則って、その資格停止期間の復元措置に対して上訴することができる。

10.5.4 その他の証拠がない場合のEAD規則違反の自白

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、EAD規則違反を示す検査結果の通知を受領するより前（あるいは、第2.1項に規定した以外のEAD規則違反については、第7条に定めた違反に関する最初の通知の受領前）に、自発的にEAD規則違反を告白し、その告白があつた時点でそれが唯一の確実な証拠である場合、資格停止期間を軽減することができる。ただし、その告白がなかつた場合に適用される資格停止期間の半分を下回ることはない。

10.5.5 馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが本条に規定した2つ以上

の条項に基づき制裁を軽減される権利を証明したとき

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、第 10.5.2 項、第 10.5.3 項、第 10.5.4 項のうち 2 つ以上の規定に基づき資格停止期間の軽減または取り消しの権利を証明した場合、資格停止期間を軽減または取り消すことができる。ただし、最終的に科される資格停止期間は、その証明がない場合に適用される資格停止期間の 4 分の 1 を下回ることはない。

10.6 資格停止期間を延長させる加増事情

第 2.6 項（売買および売買の企て）および第 2.7 項（EAD 規則違反あるいは EAD 規則違反の企てについての支援、助長、援助、教唆、隠蔽、その他あらゆるタイプの共謀）に規定した違反以外の EAD 規則違反に関連する個々の事例について、標準的な制裁よりも重い資格停止期間を科すべき加増事情があることを FEI が証明した場合は、その証明がなければ適用される資格停止期間が最大 4 年間まで延長される。ただし、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、EAD 規則違反を意図的に行なったのではないことを聴聞パネルが納得するレベルで証明した場合には、その限りではない。FEI により EAD 規則違反を問われた後、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは速やかに EAD 規則違反を認めることにより、本条項の適用を避けることができる。

10.7 複数回の違反

10.7.1 2 回目の EAD 規則違反

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフの 1 回目の EAD 規則違反についての資格停止期間は、第 10.2 項および第 10.3 項に規定されている（それらの期間は第 10.4 項および第 10.5 項に基づいて取り消し、軽減または停止され、第 10.6 項に基づいて延長される）。2 回目の EAD 規則違反については、その違反や個々の事例の深刻度を考慮し、聴聞パネルが資格停止期間を延長する。以下の 2 項目のいずれかに該当するあらゆる事例における資格停止期間は、最低 8 年以上、最高では永久となる。(i) 犯した EAD 規則違反が 2 回とも、第 10.2 項または第 10.3.1 項に基づいて 2 年間の標準的な制裁が科されたか、あるいは科されることになったとき。(ii) 2 回の EAD 規則違反のうち少なくとも 1 回は、第 10.6 項に基づき加増された制裁であるか、あるいは第 10.3.2 項に基づく制裁を科されたものであるとき。上記 2 項目以外のあらゆる事例における資格停止期間は、1 年間以上、8 年間以下の範囲で科される。

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、ECM 規則違反を犯した後に EAD 規則違反を犯したことが明らかになった場合は、第 10.6 項に規定する加増を確定する要素として考慮される。

10.7.2 2回目のEAD規則違反に対する第10.5.3項および第10.5.4項の適用

2回目のEAD規則違反を犯した馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、第10.5.3項あるいは第10.5.4項に基づき資格停止期間の一部を停止または軽減させる権利を証明した場合、聴聞パネルはまず、その証明がない場合に適用される資格停止期間を決定し、その後に資格停止期間に関する然るべき停止あるいは軽減措置を適用する。第10.5.3項および第10.5.4項に基づき停止または軽減措置が適用された後の資格停止期間は、その適用がなければ科されるはずであった資格停止期間の4分の1以上でなければならない。

10.7.3 3回目のEAD規則違反

3回目のEAD規則違反があったときは、常に永久資格停止となる。ただし、その3回目の違反が第10.4項あるいは第10.5項に規定される資格停止期間の取り消しあるいは軽減の条件を満たしている場合を除く。そのような特別な事例においては、資格停止期間は8年間以上、永久までとする。

10.7.4 潜在的な複数回の違反に関する追加的なEAD規則

第10.7項に基づく制裁を科すことにおいて、馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、第7条（結果の管理）に基づく1回目の違反の通知を受け取った後、あるいはFEIが1回目のEAD規則違反を然るべき方法で通告した後に、2回目の違反を犯したことをFEIが証明した場合にのみ、そのEAD規則違反は2回目のEAD規則違反と見なされる。

FEIがこれを証明できない場合は、それらの違反は合わせてひとつの1回目の違反と見なされ、1回目の違反事例のなかでも、より厳しい制裁が科される。ただし、複数回の違反の発生は、第10.6項に規定される加増事情の裁定要素となり得る。

1回目のEAD規則違反の解決後、1回目の違反に係わる通知より前に起きていた当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフによるEAD規則違反を含む事実をFEIが発見したとき、FEI裁定委員会は、2つの違反が同時に裁定されていた場合の制裁に基づいて追加制裁を科す。それら違反のうち、より早い時期に起きたEAD規則違反まで遡った全競技の結果は、第10.8項の規定通り失効する。先行の違反が後に発見されることにより加増事情（第10.6項）となることを避けるため、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは最初に違反を通知された後速やかに、先に犯したEAD規則違反を自ら認めなければならない。FEIが、2回目のEAD規則違反の解決後に、それ以前に行なわれた他の違反に係わる事実を発見したときにも同じルールが適用される。

10.7.5 8年以内における複数回のEAD規則違反

第 10.7 項の適用において、8 年以内に複数の EAD 規則違反が発生したとき、複数回の違反と見なされる。

10.7.6 治療用規制物質または同方法と禁止物質または同方法の両方が含まれる複数の違反

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、同一の環境下で ECM 規則における治療用規制物質または治療用規制方法と EAD 規則における禁止物質または禁止方法の両方を含む違反を犯したことが判明したとき、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは 1 件の EAD 規則違反を犯したと見なされ、複数の違反事例のうちでも最も厳しい制裁が科される禁止物質または禁止方法の使用違反に基づいて、制裁が科される。複数の物質または方法による違反は、第 10.6 項に規定される加増事情の裁定要素と見なされる。

10.8 検体採取あるいは EAD 規則違反以降の競技における結果の失効

第 9 条（個人成績の自動的失効）に規定される陽性結果となった競技における成績の自動的失効に加え、陽性となった検体が採取された日または別件の EAD 規則違反が行われた日から暫定資格停止または資格停止期間の開始までに得たその他のあらゆる競技結果は、制裁を科すことで公正性が失われる場合を除いて失効し、その結果、メダル、ポイント、賞の没収を含む制裁が科される。

10.8.1 EAD 規則違反を犯したことが判明した後の資格復活の要件として、まず馬管理責任者は、この条項に規定される通り、没収される全ての賞金を返還しなければならない。

10.9 資格停止期間の開始

以下に示す場合を除き、資格停止期間は資格停止措置が決定した日から始まる。あらゆる暫定停止期間は、（それが科されたものであるか、自発的に受け入れたものであるかに係わらず）科された資格停止期間に算入される。

10.9.1 馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフに関係ない遅延

聴聞作業あるいはドーピング規制における他の局面において、EAD 規則違反を疑われている馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフに関係なく大幅な遅延が生じた場合、聴聞パネルは検体採取日または別件の EAD 規則違反が行われた直近の日のいずれか早い日を、資格停止期間の起算日とすることができる。

10.9.2 タイムリーな自白

馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、FEIによりEAD規則違反を問われた後、（どのような状況下であれ馬管理責任者が再び競技に参加するより前に）速やかにEAD規則違反を自白した場合、資格停止期間の開始を検体採取日または別件のEAD規則違反が行われた直近の日とすることができる。ただし、いずれの事例においても、この条項が適用される場合、EAD規則違反を犯した者には、資格停止が科された日あるいはそれを受け入れた日から、本来科されるはずだった期間の最低2分の1の資格停止期間が科される。

10.9.3 暫定資格停止が科され、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフまたは当該馬がそれを遵守した場合、最終的に科されるべき資格停止期間から、当該暫定資格停止期間が差し引かれる。

10.9.4 馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、書面によるFEIからの当該競技馬を含む暫定資格停止を自発的に受け入れ、それ以降の競技に参加しなかった場合、最終的に科されるべき資格停止期間から当該暫定資格停止期間が差し引かれる。暫定資格停止期間の自発的な受け入れを示す書面のコピーは、EAD規則違反の疑いのある事例についての通知を受け取るべき関係諸方に速やかに配布する。

10.9.5 EAD規則違反の被疑者が所属チームから除外または出場停止処分を受けていたか否かに係わらず、暫定資格停止期間または自発的暫定資格停止期間が発効する日より前の出場しなかった期間が資格停止期間から差し引かれることはない。

10.10 資格停止期間中の立場

10.10.1 資格停止期間中の参加禁止

資格停止を科された競技馬、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは、資格停止期間中、FEIあるいはNFが公認または主催する競技または活動にはいかなる立場でも参加することはできない。また、FEIあるいはNFが公認または主催するイベントに（観客としての参加を除き）出席することはできず、またはインターナショナルまたはナショナルレベルの組織が公認あるいは主催する競技にはいかなる立場でも参加することができない。どのようなEAD規則違反についても、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが得ている当該スポーツに関連する金銭的支援および／あるいは当該スポーツに関連するその他の特別待遇は、FEIおよび／あるいはNFにより凍結される。資格停止期間中の競技馬は、引き続き検査の対象となる。また、第10条に規定する資格停止処分を科されているサポートスタッフはいずれも、彼らがFEIに登録されているか否かに係わらず、FEI競技会場への臨場が禁止される。

10.10.2 資格停止期間中の参加禁止違反

資格停止が科されている馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフまたは資格停止が科されている競技馬が、第 10.10.1 項に規定する資格停止期間中の参加または出席の禁止に違反した場合、その参加に関する結果は失効し、当初科された資格停止期間が再度初めから開始され、資格停止の全期間が、参加または出席の禁止違反があった日を起算日として科される。新たに科された資格停止期間は、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、参加および出席の禁止違反について自らには重大な過誤または過失がないことを証明したときには、第 10.5.2 項に則って軽減されることがある。参加および出席の禁止違反の事実および第 10.5.2 項に規定する軽減処置の適正性についての判断は、FEI 裁定委員会によってなされる。

第11条 チームに対する措置

11.1 チームのメンバーである馬管理責任者が、個人成績の合計を基にチームの順位が決まる競技会中に EAD 規則違反を犯した場合、違反を犯した馬管理責任者の結果はチームの結果から除外され、チーム成績に算入される次点の選手の成績を加えて順位をつけ直す。当該馬管理責任者の結果をチーム結果から除外することにより、チームとしてのメンバー数に満たなくなった場合、当該チームは失権となる。馬管理責任者以外のチームの主要メンバー、たとえばチーム監督、チーム獣医師、コーチ等が EAD 規則違反を犯していることが発覚し、失格が正当であると判断されたときにはチーム全体が失格処分となる。

第12条 上訴（不服申し立て）

12.1 上訴の対象となり得る決定

EAD 規則に則って下された決定は第 12.2 項から第 12.3 項に規定する通り、上訴の対象となり得る。上訴の審理機関が異なる裁定を出さない限り、当初の裁定は継続して効力を有する。

12.2 EAD 規則違反とその結果および暫定資格停止期間に関する判定への上訴

以下に示す事例については、本条項（第 12.2 項）に基づく方法に限り上訴することができる。(a) EAD 規則違反行為の判定；(b) EAD 規則違反に対する制裁の判定；(c) 明らかな EAD 規則違反の棄却裁定；(d) EAD 規則違反への対処が手続き上の理由（たとえば時効の成立）により進められないという決定；(e) 第 10.10.2 項（資格停止期間中の参加禁止に対する違反）に関する違反行為の判定；(f) EAD 規則違反における FEI または NF の立証責任や結果審理が不足した判定；(g) EAD 規則違反が疑われる分析結果または異常な結果を放置する NF の判定；(h) 第 7.4 項への違反の結果として予備聴聞会等により科された暫定資格停止の判定。暫定資格停止に対して上訴で

きるのは、暫定資格停止が科された当事者に限られる。

12.2.1 国際競技会への参加における事例、または FEI 登録馬が関連している事例では、CAS の規定に従って、CAS にのみ上訴することができる。

12.2.2 第 12.2.1 項に規定した事例については、以下に示す者が CAS に上訴する権利を有する。(a) 上訴の対象となる事例の当事者である馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフ、または所有馬が暫定資格停止あるいは資格停止を科されたオーナー；(b) 裁定が下った事例におけるその他の当事者；(c) FEI；(d) 上訴の対象となる裁定を科された者の所属 NF；(e) 当該裁定が、オリンピック大会またはパラリンピック大会への参加権利に影響を与えるものである場合を含み、それらの大会に影響を与えるものであった場合には、当該裁定に関連する国際オリンピック委員会あるいは国際パラリンピック委員会。

12.3 上訴の提出時期

CAS に上訴する時期は、上訴する者が聴聞パネルの裁定通知を受け取ってから 30 日以内とする。上記に係わらず、上訴権利を有する者の上訴に対しては下記が適用される。ただし、その者がその裁定について上訴手続きを既にとっている場合を除く。

a) 裁定の通知から 10 日以内は、それらの者は当該決定を下した聴聞パネルに対し、信頼できる書類のコピーを要求する権利がある。その要求の有無に係わらず、それらの者が上記の規定期日内に CAS に上訴することを妨げるものではない。

b) 10 日以内に当該要求があった場合、要求した者はその書類を受け取ってから 30 日以内に CAS に上訴申請しなければならない。

第13条 適用、報告、承認

13.1 FEI EAD 規則の適用

FEI が扱う種目に限り、2011 年 1 月 1 日までに、すべての NF は EAD 規則の第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 8.2 項および第 10 条を、それが国の法律に違反しなければ条文の実質的な内容を変更せずに NF が制定するドーピング防止規則に取り入れ、NF メンバーに対して発効しなければならない。ただし、国内ドーピング防止規則の有効な施行体制を既に過去 5 年間以上にわたり実施している NF については、上記の適用期限を 2012 年 1 月 1 日まで延長する。NF が導入を望まない EAD 規則の他の条項については、類似の概念および原則を具体化するため、それらに相当する新たな条項を制定すること。EAD 規則においては、NF が国内レベルのドーピング規制の一環として、当該国の馬を競技外検査の対象とすることを妨げない。

13.2 統計報告

NF は毎年末、NF が管轄した全てのドーピング規制について集計した匿名の結果を FEI に報告しなければならない。FEI は、FEI が管轄した検査データと同様に、NF からの検査データを定期的に公表する。

13.3 一般開示

13.3.1 FEI または NF はいずれも、公式な審理検討および第 7.1.2 項と第 7.1.3 項に規定する通知の完了、あるいは EAD 規則違反の被疑者に対する暫定資格停止開始のいずれかが実行されるまでは、疑わしい分析結果となった馬あるいは馬管理責任者、またはその他の規則違反が疑われる馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフを特定できるような情報を公表してはならない。EAD 規則違反が証明されたときは、FEI の判断により異なる公表システムが保証されない限りは、www.fei.org に掲載される FEI 取り扱い事例一覧 (FEI Case Status Table) を通じて定期的に公表される。馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフまたはそれらの者が所属する NF が、取り扱い事例一覧への公表前に、EAD 規則違反または疑われている EAD 規則違反について発表したときには、FEI はその公表についてコメントし、あるいは当該事例について公式に報告することができる。

13.3.2 聴聞または上訴後に、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフの EAD 規則違反が棄却されたあらゆる事例においては、その裁定を受けた者の同意がある場合に限り、その裁定を公表することができる。FEI はその同意を得るために努力する責任を有し、同意を得たときには、裁定の全内容または編集を加えて当事者と FEI がともに承認した情報を一般に開示しなければならない。

13.3.3 FEI、NF、FEI 公認検査所およびそれらの役職員は、未決の事例に係わる（検査過程および科学的事実についての一般的な説明と異なる）特定の事実について公式な見解を述べてはならない。ただし、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフおよびその代理人による公式コメントへの対応を除く。

13.4 NF による決定の承認

EAD 規則違反に関する（ナショナル競技会に係わるものも含む）FEI のあらゆる決定は、すべての NF が承認し、実行しなければならず、NF はその決定を受けて実行されるあらゆる事項に必要な措置を講ずる。

第14条 時効

EAD 規則において、EAD 規則違反が発生した日から 8 年以内に何らかの措置が講じら

れなければ、それ以降は当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフに対するいかなる措置も講じることはできない。

第15条 EAD 規則の改正および解釈

15.1 EAD 規則は、FEI 定款および一般規程に則って、FEI により適宜改定される。

15.2 EAD 規則第 15.5 項の規定に該当する場合を除き、EAD 規則は独立した規定として解釈されるべきであり、既存の法律や法令を参考に解釈・運用するべきではない。本規則に規定されていない事項は、ナショナル競技会に関する国内の規定を適用して解釈しなければならない。

15.3 EAD 規則の各章および各条の見出しは、その内容を簡略化する目的のみに使用され、EAD 規則の実質的な一部と見なされるものではなく、関連する規定条文の表記に優先するものではない。

15.4 序文、付則 1 《定義》、馬禁止・規制物質リストおよび FEI 公認検査所リストはいずれも、EAD 規則の不可欠な要素である。

15.5 EAD 規則は FEI 定款および一般規程に準じており、獣医規程、FEI 裁定委員会内部規程、FEI 公認検査所基準および種々の競技規程等の FEI 規則や規程と同様に、その適用にあたっては定款および一般規程の内容と関連したものと解釈すべきである。定款または一般規程と相反する場合には、定款および一般規程を適用するが、一般的な規定に優先すべき特別な規定を定めた *lex specialis derogat legi generali*（「特別法は一般法に優先する」の意）の法的原則が FEI 裁定委員会により適用されたときには、これに従わなければならない。その他の規則または規程と相反する場合には、EAD 規則を優先適用しなければならない。

15.6 現行の EAD 規則における期限とは、FEI からの通知を受け取った日の翌日を起算日とする。公休日および非稼働日はこの期限に算入する。当事者からの通知が、期限最終日の深夜 12 時前に発送された場合は、現行 EAD 規則に規定する期限内であると見なす。期限最終日が、通知を送る側の国において公休日または非稼働日である場合、以後直近の稼働日を期限満了の日とする。

第16条 移行規定

16.1 EAD 規則 2010 年版の適用

EAD 規則 2010 版は 2010 年 1 月 1 日（“発効日”）以降、全面的に適用する。

16.2 “Lex Mitior（寛大な法）”の原則の適用時を除く遡及的適用の禁止

本規則の発効日において審理中のあらゆる EAD 規則違反事例、および発効日以前に発生かつ発効日後に発覚した EAD 規則違反事例については、聴聞パネルが当該事例においては“lex mitior”の原則の適用が適当であると判断した場合を除き、当該違反が発生した時点で有効な EAD 規則が適用される。

16.3 EAD 規則 2010 年版発効以前に下された裁定に対する適用

規則違反に対する最終裁定が下された事例、および資格停止期間が満了したいかなるドーピング防止規則違反事例についても、EAD 規則 2010 年版が適用されることはない。

馬治療規制（ECM）規則

FEI 治療規約

あらゆる治療行為は馬の健康とウェルフェアを目的に行われなければならない。

それゆえ

- すべての治療は、治療を受ける馬の体調にふさわしいものでなければならない。
- ケガや病気が理由で競技に参加できない馬は、獣医師による適正な治療を受けるべきである。馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは、治療を担当する獣医師あるいはチーム獣医師から治療内容および治療を要する期間について、アドバイスを得るべきである。
- 治療許可に関する FEI ガイドラインで認められていない限り、競技期間中または競技参加間近の馬に治療用規制物質を投与してはならない。
- 競技期間中または競技間近に行なった全ての治療行為の記録は、漏れなく正確にメディケーションログブックに記録しなければならない。

第1条 治療規制違反の定義

治療規制違反とは、ECM 規則第 2.1 項から第 2.5 項に定められている事項に対する、1 件あるいは複数件の ECM 規則違反が発生することをいう。

第2条 治療規制規則違反

馬管理責任者およびそのサポートスタッフは、ECM 規則違反の仕組み、馬の禁止・規制物質リストに示されている物質および方法、治療用規制物質として定義されている物質および方法を認識しておく責任がある。

治療用規制物質あるいは治療用規制方法について、以下は ECM 規則違反となる。

2.1 馬から採取した検体中に治療用規制物質あるいはその代謝物またはマーカーが存在

2.1.1 競技会において馬の体内に治療用規制物質が存在しないことを保証することは、馬管理責任者個人の義務である。馬から採取された検体から治療用規制物質が検出された場合、ECM 規則第 2.2 項～第 2.7 項に規定したような、サポートスタッフに責任があると考慮される状況下であっても、馬管理責任者はその責任を負う。第 2.1 項に規定する規則違反の立証に際しては、その使用が意図的あるいは過誤、不注意、故意を区別する必要はない。

2.1.2 第 2.1 項に規定する規則違反を立証するには、以下のいずれか一方を満たしていれば十分である。(i) 競技会期間中に当該馬から採取した A 検体に治療用規制物質

あるいはその代謝物またはマーカーが存在した場合にあって、馬管理責任者が B 検体の分析を放棄し、B 検体の分析が行われなかった場合、または (ii) B 検体の分析が行われ、その結果、A 検体で検出された治療用規制物質あるいはその代謝物またはマーカーの存在が確認された場合。違反が疑われる分析所見は、血液あるいは尿検体の陽性により証明される。

2.1.3 馬禁止・規制物質リストに許容量あるいは許容制限が特別に定められている物質、あるいは有効な ETUE が提出されている場合を除き、馬から採取した検体中に治療用規制物質あるいはその代謝物またはマーカーがいかなる量であれ存在している場合には、ECM 規則違反となる。

2.1.4 第 2.1 項の一般的規則の例外として、馬禁止・規制物質リストまたは FEI 公認検査所基準には、内生的に生成された物質あるいは周辺環境からまたは汚染の結果として摂取された治療用規制物質の特別な判断基準を設けることができる。

2.2 治療用規制物質あるいは治療用規制方法の使用または使用の企て

2.2.1 競技において ETUE の適用なく、治療用規制物質が馬の体内に入らないようにすることは、馬管理責任者がサポートスタッフと協力して負うべき義務である。したがって、治療用規制物質あるいは治療用規制方法の使用に関する規則違反の立証に際しては、その使用が馬管理責任者あるいは（適用の対象となる）そのサポートスタッフの意図、過誤、不注意、故意を区別する必要はない。

2.2.2 治療用規制物質あるいは治療用規制方法の使用または使用の企ての成否は問わず、治療用規制物質あるいは治療用規制方法の使用または使用の企てがあったことが事実であれば、ECM 規則違反が成立する。

2.3 通告の後に、やむを得ない理由がなく検体採取を拒否または回避すること、あるいはその他の方法で検体採取を回避すること。

2.4 治療規制のあらゆる過程における、不正な改竄の実施またはその企て。

2.5 ECM 規則違反あるいは ECM 規則違反の企てについての支援、助長、援助、教唆、隠蔽、その他あらゆるタイプの共謀。

第3条 ECM 規則違反の立証

3.1 立証責任および証拠基準

FEI は ECM 規則違反があったことを立証しなければならない。対象となっている ECM 規則違反の深刻性を、FEI が聴聞パネルに対して十分に納得させられるか否かが、その証拠基準となる。あらゆる事例における証拠基準は、単に蓋然性が高いだけでは不十分だが、疑義を抱かせる合理的な証拠があれば適用される。推定または証明された特定事実および状況に対して、ECM 規則の定めにより、馬管理責任者およびそのサポートスタッフが反証した場合には、異なる証拠基準が特に認められている場合を除き、証拠基準は高い蓋然性を必要とする。

3.2 事実および推定の証明方法

ECM 規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある方法によって証明される。ECM 規則下の治療規制事例においては、以下に示す証明方法が適用される。

3.2.1 FEI 公認検査所は、FEI 検査所基準に則った検体分析および保管手順を実施していることが前提となる。ECM 規則違反に問われた馬管理責任者およびそのサポートスタッフは、その嫌疑に対して、違反が疑われる分析結果がほぼ確実に FEI 検査所基準からの逸脱が原因であることを証明することによって、反論することができる。

違反が疑われる分析結果がほぼ確実に FEI 検査所基準からの逸脱が原因であることを示すことによって反論された場合、FEI はその逸脱が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことをほぼ確実に証明しなければならない。

3.2.2 その他の FEI 基準あるいは ECM 規則および指針からの検査の逸脱があっても、その逸脱が違反が疑われる分析結果あるいはその他の規則違反の原因ではない場合には、その分析結果が無効になることはない。馬管理責任者あるいは（適用の対象になる）そのサポートスタッフが、その他の FEI 基準あるいは ECM 規則からの逸脱が、違反が疑われる分析結果あるいはその他の ECM 規則違反の原因である可能性が高いことを証明した場合、FEI はその逸脱が、違反が疑われる分析結果あるいは ECM 規則違反の原因とはならない確証をあげて、聴聞パネルが納得する十分な証明をしなければならない。

3.2.3 裁判所または専門的な裁定機関によって判定され、かつ不服申し立てがなされていない事実は、馬管理責任者およびそのサポートスタッフにとって、その判定が基本的人権を損なうことを証明できない限り、反証の余地のない証拠となる。

3.2.4 ECM 規則違反が疑われる事例を扱う聴聞パネルは、ECM 規則違反が疑われて

いる馬管理責任者および（適用の対象となる）そのサポートスタッフに対して、聴聞パネルあるいは FEI が然るべき時期に（FEI 裁定委員会の指示により直接あるいは電話によって）通告した聴聞会への出頭を拒否したときは、違反行為があったと推論することができる。

第4条 馬の禁止・規制物質リスト

4.1 馬の禁止・規制物質リストの導入

ECM 規則には、FEI によって適時公表および改訂される馬の禁止・規制物質リスト（以下、「リスト」と言う）が含まれる。FEI は最新リストを、FEI メンバーおよび組成団体が入手できる方法で公表する。FEI ウェブサイトへの公表もそのひとつであるが、それに限定されるものではない。

4.2 リストに含まれる治療用規制物質および治療用規制方法の見直しと公表

FEI は適時、しかし少なくとも 1 年ごとに、ウェブサイトへの公表あるいはその他の適当な方法によって、最新リストを改訂する。それら最新リストは、公表から少なくとも 90 日以内に発効することはない。リストが改訂されたときには、各国馬術連盟から提供された、あるいは FEI 保有のファイルに記載された E メールアドレスを通じて、各国馬術連盟およびコンタクト獣医師に通知される。リストの改訂は最小限 1 年に 1 回は行われるが、その際には各国馬術連盟および有識者からのフィードバックの機会を設ける。

4.3 リストに含まれる物質および方法

治療用規制物質または治療用規制方法として、リストに掲載される物質および方法に関する FEI の決定は、最終的なものであり、すべての関係者がこれに従うことが義務付けられる。いかなる理由であれ、馬管理責任者およびそのサポートスタッフまたはいかなる者による異議も認めない。

4.4 馬の治療目的使用に係る除外措置（ETUE）

競技会期間中あるいは競技会前に治療用規制物質または治療用規制方法の使用が必要な体調の馬は、FEI 獣医規程に従って治療に関する指定の書類を提出し、ETUE による競技参加の許可を得なければならない。

第5条 検査

5.1 検査実施権限

FEI または各国馬術連盟に登録されているすべての馬、または国際競技会およびナショナル競技会に参加する馬は、(a)国際競技会にあっては FEI による競技会内検査、(b)

ナショナル競技会においては当該馬が登録されている各国馬術連盟、または当該馬が参加する競技あるいは競技会を管轄するドーピング防止機関による競技会内検査を受ける義務がある。

FEI またはその受託者あるいは代理人は、国際競技会における検査の責任を全面的に負い、FEI の書面による許可がなければ、それ以外の者が検査を実施することはできない。各国馬術連盟またはその受託者あるいは代理人は、主催するナショナル競技会における検査の責任を全面的に負い、当該馬術連盟の書面による許可がなければ、それ以外の者が検査を実施することはできない。

5.2 FEI 検査に対する責任

FEI 獣医部門は、FEI の指揮下で実施するすべての検査を監督する責任がある。検査は、FEI 獣医師団メンバーあるいは、当該競技会または ECM 規則で定められた者、あるいは FEI 事務総長または事務総長が定めた者が書面で指名した者の監督下で実施される。

5.3 検査基準

FEI あるいはその代理人の指揮下で実施される検査は、検査が実施される時点で発効中の FEI 獣医規程に定められている FEI 検査基準に基づいていなければならない。

5.4 被検馬の選択

5.4.1 FEI は検査実施件数および被検馬を決定しなければならない。

5.4.2 上記第 5.4.1 項に定める選択決定に加え、国際競技会において獣医師団は競技審判団と協議のうえ、ターゲット検査の被検馬を決めることができる。

5.4.3 各国馬術連盟はその管轄の範囲内で、検査実施件数および被検馬を決定しなければならない。

5.4.4 本規則は、FEI が競技会内検査を指導統括することを認め、それを制限することはない。

第6条 検体の分析

本規則に則った FEI 検査において採取された検体の所有権は FEI にある。それらの検体は、以下に示す方針に則って分析されなければならない。

公認検査所の利用

ECM 規則には FEI 公認検査所リストが含まれている。そのリストは FEI が公表し、随時改訂するものである。FEI は分析する検体を、FEI 検査所基準の要件を満たしている FEI 公認検査所に送らなければならない。A 検体あるいは B 検体のいずれか、またはその両方の分析を行う検査所の選択は、FEI のみが行うことができる。しかしながら馬管理責任者は、A 検体の分析が行われた検査所とは異なる検査所での B 検体の分析を求めることができる。そのような場合、FEI は FEI 公認検査所リストから B 検体分析のための検査所を選択し、それを馬管理責任者に通知しなければならない。

6.1 検体採取および分析の目的

検体は、馬の禁止リストに定められているあらゆる治療用規制物質および治療用規制方法を検出するために分析される。FEI はまた、既定のモニタリングプログラムによる最新情報を公表するため、調査目的およびモニタリング目的で、その他の物質を検出することを検査所に要求できる。

6.2 検体に関する調査

馬管理責任者の書面による同意なしに、第 6.2 項に明記された以外の目的に検体を利用することはできない。馬管理責任者の書面による同意を得て第 6.2 項に明記された以外の目的に検体を利用するときは、その検体の馬および馬管理責任者が特定できないように、個体識別のラベルがすべて除去されていなければならない。すべての検体は、FEI 検査所基準に規定されるガイドラインに従って廃棄されなければならない、それは第 14 条に定めた時効の成立後であってはならない。

6.3 検体の分析および報告基準

検査所は FEI 検査所基準に従って、検体を分析し、結果を報告しなければならない。

6.4 検体の再検査

FEI による指示があった場合にのみ、検体は第 6.3 項に示す調査目的のために随時再検査することができる。しかしながら、第 2.1 項に定める違反の疑いにより FEI が引き続き実施する検査を妨げることがあってはならない。

第7条 結果の管理

7.1 FEI 検査およびその他の ECM 規則違反による検査結果の管理

FEI 検査およびその他の ECM 規則違反による検査結果の管理は以下による

7.1.1 あらゆる分析の結果は、検査所の認定された代表が署名した報告書によって

FEI のみに送付される。検体の分析結果はすべて親展書で行われなければならない。

7.1.2 A 検体について違反が疑われる分析結果を受領したとき、FEI は違反が疑われる分析結果の要因となり得る以下の事項について、改めて再検討を指示しなければならない。(a) 違反が疑われる結果について、有効な ETUE を得ているか否か、または (b) 違反が疑われる分析結果の要因となる、FEI 獣医規程あるいは FEI 検査所基準に定めた検査手順からの明らかな逸脱があるか否か。

7.1.3 第 7.1.2 項に則った最初の再検討により、有効な ETUE、または違反が疑われる分析結果の要因となる、FEI 獣医規程あるいは FEI 検査所基準の検査指針からの逸脱がなかったことが確認されたときは、FEI は当該馬管理責任者に以下の内容を速やかに通知しなければならない。

- (a) 違反が疑われる分析結果
- (b) ECM 規則違反
- (c) 早急に B 検体の分析を要請するか否か。馬管理責任者には B 検体の分析を放棄する権利があること。
- (d) 馬管理責任者は、B 検体を分析する検査所として、FEI が指定した A 検体分析の検査所とは異なる検査所を選ぶことができる。さらに、FEI 検査所基準に定められた期間内に、B 検体分析のための代理人（立会人）を派遣することができる。ただし、その代理人または立会人が分析過程の公正性を損なうおそれがあると認められる場合を除く。
- (e) 馬管理責任者には、FEI 検査所基準に定めた情報を含む、A および（分析された）B 検体に関する検査所による報告書のコピーを要求する権利がある。

最初の再検討により、違反が疑われる分析結果が ECM 規則違反にあたらないと FEI が判断したときは、当該馬管理責任者の所属国馬術連盟には通知しない。

7.1.4 前第 7.1.3 項 (d) に則り、(B 検体の) 確認分析要請を受領した時点から 7 日以内に、FEI は分析の実施が可能な日程を提案する。当該馬管理責任者は、B 検体分析の権利を放棄することにより、A 検体の分析結果を受け入れることになる。その場合においても、FEI は B 検体の分析を実施することができる。この場合、B 検体の分析は、A 検体における違反が疑われる分析結果を確認するためにのみ用いられる。当該馬管理責任者が、定められた期間中に確認分析要請を提出しなかったときは、B 検体分析の権利を放棄したものと見なされる。

7.1.5 当該馬管理責任者およびその代理人（立会人）に加え、所属国馬術連盟の代表者および FEI の代表者も B 検体分析への立会いが許可される。第 7.1.3 項に示された

通知が所属国馬術連盟を通じて行われなかったときは、当該国馬術連盟は然るべき時期に FEI から、違反が疑われる分析結果および B 検体分析への立会い権利について通知を受けるべきである。

7.1.6 B 検体が陰性であったときは、当該検体に係る検査結果は陰性で見なされる。FEI はそれらの結果を親展状で受け取り、当該馬管理責任者に通知しなければならない。

7.1.7 治療用規制物質あるいは治療用規制方法の使用が B 検体において確認されたときは、FEI はそれらの結果を親展状で受け取り、当該馬管理責任者に通知しなければならない。

7.1.8 FEI は必要があれば、あらゆる追跡調査を実施することができる。それら追跡調査が終了した際には、FEI は速やかにその追跡調査の結果を、当該馬管理責任者の所属国馬術連盟に通知しなければならない。

7.1.9 疑義を生じさせないために、B 検体での確認検査を行うときは、血液または尿検体、あるいはそれら双方の検査結果によって結論づけることができる。(例えば、A 検体での違反結果が尿検査によるものであり、B 検体の血液検査でもそれが確認されたとき、またはその逆のケースであれば、その分析結果は有効である)

7.2 特異所見の検証

FEI 検査所基準において、検査所は生体内にて自然に生成され得る治療用規制物質の存在が確認されたときには、今後の調査・検証の対象となる特異所見として報告するように指示されている。A 検体の特異所見を受領したとき、FEI は特異所見の要因となり得る検査過程、あるいは FEI 検査所基準の検査指針からの明らかな逸脱行為の有無についての検討を指示しなければならない。この検討により、特異所見の要因となるいかなる作業上の逸脱も見いだせなかったとき、FEI は必要な調査・検証を行わなければならない。調査完了後、その特異所見が違反となるか否かについて、当該馬管理責任者およびその所属国馬術連盟に通知する。当該馬管理責任者の所属国馬術連盟には、第 7.1 項の規定に基づいて通知しなければならない。

7.2.1 FEI は、調査・検証が完了して当該特異所見が違反となるか否かが決定するまでは、その特異所見を通知することはない。ただし、第 7.2 項に規定される調査の終了以前に、FEI が B 検体を分析することを決定したときは、FEI は、当該馬管理責任者に特異所見および第 7.1.3 項 (b) ~ (e) に示す内容を通知した後に、B 検体の分

析を実施することができる。

7.3 その他の ECM 規則違反の検証

検査によって摘発される違反以外の明白な ECM 規則違反に関しては、FEI は必要な追跡調査を実施することができる。ECM 規則違反のあったことが明白な場合には、当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）そのサポートスタッフに、速やかに違反のあった ECM 規則および違反の証拠を通知しなければならない。

7.4 暫定資格停止

7.4.1 オリンピックおよびパラリンピック競技大会と世界馬術選手権大会において、FEI は、馬管理責任者、サポートスタッフ、および／あるいは当該馬管理責任者の馬匹に対して、十分な聴聞をする前に暫定的な資格停止処分を講じることができる。それは、(a) ECM 規則違反を行なったという自白（冤罪を防ぐために、告発による暫定資格停止処分は、それを告発した本人にのみ適用する）、あるいは (b) 以下の事例に合わせて適用する。(i) A 検体あるいは A および B 検体の検査で違反が疑われたとき、(ii) 上記第 7.1.2 項に定めた調査、(iii) 上記第 7.1.3 項に定めた通知。FEI の決定による暫定資格停止処分が科されたときは、当該 ECM 規則違反が疑われる馬管理責任者に実質的な不利益を与えないために、第 8 条に則った聴聞を前倒しして行うか、あるいは暫定資格停止処分発効後の適当な時期または暫定資格停止処分発効前に、当該馬管理責任者には予備聴聞会の機会が与えられなければならない。

7.4.2 A 検体の分析結果で違反が疑われ、暫定資格停止処分が科せられた後の B 検体の分析（B 検体の分析要請があった場合）が A 検体の分析結果を確認するものではなかったとき、当該被疑者および当該者が所有する馬に対して、上記第 2.1 項に定められた違反（治療用規制物質またはその代謝物あるいはマーカの存在）による資格停止処分をそれ以上科してはならない。当該馬管理責任者あるいはその所有馬が第 2.1 項における違反を理由に競技および／あるいは競技会から除外され、その後の B 検体の分析が A 検体の分析結果を確認するものではなく、その他の面においても競技あるいは競技会への影響がない場合、当該馬管理責任者およびその所有馬が再度エントリーできるのであれば、当該競技および／あるいは競技会に参加することができる。

7.4.3 予備聴聞会を経て暫定資格停止処分が科された後であっても、最終的な聴聞会より前であれば、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは、以下の要件を満たしているときは 2 回目の予備聴聞会を要請することができる。(i) 当該予備聴聞会の時点で判明している、暫定資格停止処分を解除する理由になり得る新たな証拠の存在、または (ii) そこに多大な利害が絡む可能性があり、暫定資格停止処分の

続行が、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフに不当な損失あるいは不利益を与えることになるとき。第2回予備聴聞会の要請は、これらの要件を満たして、FEI 司法部門宛てに書面をもって行われなければならない。最初の予備聴聞会を担当した予備聴聞会パネルは、第2回予備聴聞会を開催するか否かを決定しなければならない。開催を受理した場合には、第1回予備聴聞会を担当したメンバーと同じ予備聴聞会パネルが、第2回予備聴聞会も担当する。しかし、特別な事情がある場合はその限りではなく、その際には他の FEI 裁定委員会メンバーが指名され、第2回予備聴聞会を遂行する。

7.4.4 暫定資格停止の期間中、暫定資格停止処分を科されている馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフ、または暫定資格停止処分を科されている馬は、FEI あるいは各国馬術連盟が公認あるいは主催する競技や事業における活動、またはインターナショナルあるいはナショナルレベルの組織が公認あるいは主催する競技には、いかなる立場でも参加することはできない。

7.5 馬術スポーツからの引退

違反行為の結果管理処理中に、当該事例の馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが引退した場合であっても、FEI はその違反行為の結果管理を遂行する権利を有する。違反行為の結果管理に着手する前に、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが引退する場合においても、FEI は同様に結果管理の処理を進める権利を有する。

第8条 公正な聴聞会に参加する権利

8.1 FEI 裁定委員会前の聴聞会

8.1.1 FEI 裁定委員会は、ECM 規則違反を含むあらゆる事例を裁定する。

8.1.2 第7条に定めた結果管理処理のプロセスに従って、ECM 規則違反が確認されたときは、当該事例は裁決のために FEI 裁定委員会の聴聞パネルに諮られる。

8.1.3 本条に則った聴聞会は、第7条に定めた結果処理または調査プロセスが完了し、すべての証拠および当事者からの申し立てが提出された後に、速やかに行われなければならない。ECM 規則違反を問われている当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフは、それら証拠および申し立てを速やかに提出することに協力し、FEI 裁定委員会からの要請があった場合には聴聞会に出席しなければならない。

8.1.4 ECM 規則違反を問われている当該馬管理責任者あるいは／およびサポートス

スタッフは、いかなる状況下においても聴聞会に出席することができる。

8.1.5 馬管理責任者および／あるいは(適用の対象となる)サポートスタッフは、ECM 規則違反を認め、FEI が求める ECM 規則第 8.3.5 項および第 8.3.6 項 (簡易処分を選択した場合)あるいは第 9 条および第 10 条に則った処分を受け入れることができる。

8.1.6 FEI 裁定委員会の裁決は、第 12 条に規定されている通り、スポーツ仲裁裁判所に上訴することができる。

8.2 公正な聴聞会の原則

ECM 規則におけるすべての決定および聴聞については、以下の原則を遵守すること。

- A. 公正かつ公平な聴聞パネル。
- B. 当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフの費用負担により弁護士を代理人とする権利 (本人の同席の有無に係わらない)。
- C. 問われている ECM 規則違反についての情報を公正かつタイムリーに入手する権利。
- D. 問われている ECM 規則違反およびそれに係わる処分に反論する権利。
- E. 証拠を提出する当事者個々の権利 (Equestrian Community Integrity Unit の活動により FEI が入手した証拠を含むが、それに限定するものではない)。
- F. 証人の召喚および尋問する当事者個々の権利 (電話あるいは書面による証言を受け入れるか否かは、聴聞パネルの裁量による)。
- G. 当事者による迅速かつ遺漏のない調書の提出を条件とした、タイムリーな聴聞会の開催。
- H. 聴聞会の少なくとも 5 日前 (休日を除く) までの要請を条件とする、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが聴聞会に通訳を求める権利。通訳者の選任および費用の負担責任については聴聞パネルの決定による。
- I. 適正な理由と、特に資格停止期間についての説明を含む、書面によるタイムリーな裁定。

8.3 簡易処分手続き

8.3.1 治療用規制物質に係わる疑わしい検査結果について、馬管理責任者および／あるいは (適用の対象となる) サポートスタッフは、以下に示す“簡易手続き”に基づくプロセスを選択することができる。

- a. 検体からの 1 種類を超えない治療用規制物質 (その代謝物を含む) の検出。
- b. 当該馬管理責任者および／あるいは (適用の対象となる) サポートスタッフおよび当該馬は、違反が疑われている事例以前の 8 年間において審理中または結

審した事例の当事者ではなく、今回が初めての違反であること（つまり、EAD または ECM 違反あるいは以前適用されていた規則への違反の記録がないこと）。

- c. 当該検体が採取された競技会が、オリンピック大会、パラリンピック大会および世界馬術選手権大会（WEG）ではないこと。

8.3.2 馬管理責任者が、FEI 裁定委員会の前に聴聞会を希望した場合、聴聞パネルの決定には第 10 条を適用する。

8.3.3 FEI によって簡易手続きが適用された場合、以下に示す処分が科され、第 10 条の規定および ECM 規則のその他規定を含むいかなる処分も、簡易手続きを選択した者に科されることはない。

- a. 馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフおよび当該馬の当該競技会全体からの失格、および当該競技会で獲得したすべての賞および賞金の没収。
- b. CHF 1,500（スイスフラン）の罰金
- c. CHF 1,000（スイスフラン）の事務手数料。ただし、B 検体の分析を要求して、B 検体分析の後に簡易処分を受け入れた場合には、事務手数料は CHF 2,000（スイスフラン）となる。

8.3.4 当該競技会において馬管理責任者が未成年者だった場合、科される処分は競技会からの失格と当該競技会で獲得した賞ならびに賞金の没収、さらに簡易手続きに係わる費用の支払いに限られる。

8.3.5 この簡易手続きを適用するためには、馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフは、ECM 規則違反を疑われている者に対して FEI が発送する簡易手続きについての通知を受け取った日から 14 日以内（カレンダー通りの日数）に、受け入れを表明しなければならない。FEI は、本件のファイルが FEI 裁定委員会あるいはそのメンバーに行き渡っていない場合には、その締め切り期限を適宜延長することができる。

8.3.6 馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが決められた期限内に簡易手続きを選択しなかった場合、簡易処分を拒否したと見なし、当該事例は最終的な裁定のために FEI 裁定委員会に付託される。FEI 裁定委員会は処分および費用を科すが、その内容については簡易手続きにおける処分や費用よりも高額になることも、あるいは少額となる場合もある。

8.3.7 簡易処分の記録は、FEI ウェブサイト上で公表される。その通知は毎週更新される。

8.4 聴聞会の放棄

聴聞会開催要請の権利は、当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフがその意志を表明することによって、あるいはそれらの当該者が違反の通知を受領して 10 日間以内に聴聞会の開催を要請しないことにより、放棄することができる。聴聞会が開催されないときは、FEI 裁定委員会は科された処分の説明を含む、最終的な裁定を公表しなければならない。

第9条 個人成績の自動的な失効

競技に付帯する検査で ECM 規則違反があったとき、当該競技における当該馬管理責任者と競技馬双方の成績は自動的に失効し、さらにメダル、ポイントおよび賞金の没収を含み、当該成績にともなうすべてが失効する。

第 1 回ホースインスペクション開始の 1 時間前から、当該競技会における最終競技の結果発表の 30 分後までの間に実施された検査は、“当該競技に付帯する”検査と見なす。

第10条 制裁措置

10.1 ECM 規則違反が発生した競技会期間中の成績の失効

競技会期間中あるいは競技会に関連して ECM 規則違反が発生したとき、当該競技会における当該馬管理責任者の個人成績は、第 10.1.1 項に示される場合を除き、騎乗した馬に係わらずすべて失効し、さらにメダル、ポイントおよび賞金の没収を含み、当該成績にともなうすべてが失効する。

10.1.1 当該馬管理責任者が、ECM 規則違反に関連するいかなる過失も不注意もないことを証明したときには、他の競技における当該馬管理責任者の個人成績は失効しない。ただし、ECM 規則違反のあった競技以外の競技における当該馬管理責任者の成績が、当該馬管理責任者の ECM 規則違反の影響を受ける可能性がある場合を除く。

10.1.2 ECM 規則違反が発生した競技以外の競技における当該馬管理責任者の当該競技馬の成績が、その ECM 規則違反の影響を受ける可能性がある場合、メダル、ポイントおよび賞金の没収を含み、当該成績にともなうすべてが失効する。これは、当該馬管理責任者以外の者が騎乗して獲得したものであっても適用される。

10.2 治療用規制物質および治療用規制方法の存在、使用、使用の企てに対する資格停止および罰金

治療用規制物質または治療用規制方法について、第 2.1 項（治療用規制物質あるいはその代謝物またはマーカの存在）または第 2.2 項（治療用規制物質あるいは治療用規制方法の使用または使用の企て）違反に対して科される資格停止期間は以下の通り。

初回違反：最長 2 年間の資格停止

複数回の違反：第 10.6 項に定める。

いかなる治療用規制物質違反に対しても、最大 15,000CHF（スイスフラン）の罰金および司法手続きに係る適正な費用が科される。

しかしながら馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフには、資格停止期間が科される前に、第 10.4 項に示される通り、各事例について、制裁措置を無効、軽減あるいは重くする根拠となるものを証明する機会がある。

10.3 その他の違反に対する資格停止

第 10.2 項の規定以外の ECM 規則違反に対する資格停止期間は以下の通り。

10.3.1 第 2.3 項（検体採取の拒否または回避）、第 2.4 項（治療規制のあらゆる過程における、不正な改竄の実施またはその企て）あるいは第 2.5 項（ECM 規則違反あるいは ECM 規則違反の企てについての支援、助長、援助、教唆、隠蔽、その他あらゆるタイプの共謀）の違反については、第 10.2 項に規定される制裁が科される。ただし、第 10.4 項または第 10.5 項に示される制裁を無効、軽減あるいは加増する条件に合致するときを除く。併せて、最大 15,000CHF（スイスフラン）の罰金および司法手続きに係る適正な費用が科される。

10.4 例外的な状況に基づく資格停止期間の取り消しまたは軽減

10.4.1 過失がないこと

当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、関与しているとされる事例について、ECM 規則違反に係わる過失がなかったことを証明したとき、その証明がなければ適用される資格停止およびその他の制裁は、その者に関しては取り消される。第 2.1 項（治療用規制物質の存在）違反として治療用規制物質あるいはその代謝物またはマーカが馬の検体から検出されたとき、当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフは、資格停止およびその他の制裁を取り消させるために、治療用規制物質が馬体内に入った経緯を証明しなければならない。本条項が適用され、資格停止およびその他の制裁が取り消された場

合、当該 ECM 規則違反は、第 10.6 項に定める複数回の違反に対する資格停止期間の算定には加えない。

10.4.2 重大な過失がないこと

当該馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、関与しているとされる事例について重大な過失がなかったことを証明したとき、その証明がなければ適用される資格停止期間およびその他の制裁は、その者に関しては軽減される。第 2.1 項（治療用規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在）違反として治療用規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在が馬の検体から検出されたとき、ECM 規則違反の被疑者が資格停止期間およびその他の制裁の軽減措置を求めるためには、それらの治療用規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在が馬体内に入った経緯を証明しなければならない。

10.4.3 ECM 規則違反の発見または証明における実質的な協力

第 12 条に規定する上訴に対する最終決定、あるいは上訴可能期間の満了に先立ち、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが FEI、Equestrian Integrity Unit、刑事司法機関または制裁を扱う専門機関に対して、実質的に協力した場合には、FEI 裁定委員会は、科された資格停止期間を軽減することができる。それは、FEI が他者による ECM 規則違反を摘発または証明、あるいは刑事司法または制裁を扱う専門機関が他者による刑事上の違反あるいは専門的な規則違反を摘発または証明する結果につながるような協力的行為である。この協力的行為は、資格停止期間を軽減するためにのみ扱われ、当該 ECM 規則違反に係わった他者および団体に責任を負わせるものではない。この協力があつた場合、当初の資格停止期間は、当該 ECM 規則違反の深刻度と、薬物使用のない馬術スポーツ促進への協力の貢献度に応じて軽減される。当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、期待された協力的行為を提供しなかったことを理由に、FEI 裁定委員会が後に軽減された資格停止期間を元の期間に戻した場合、当該馬管理責任者あるいは／およびサポートスタッフは、第 12.2 項に則つて、その資格停止期間の復元措置に対して上訴することができる。

10.4.4 その他の証拠がない場合の ECM 規則違反の自白

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、ECM 規則違反を示す検査結果の通知を受領するより前（あるいは、第 2.1 項に規定した以外の ECM 規則違反については、第 7 条に定めた違反に関する最初の通知の受領前）に、自発的に ECM 規則違反を告白し、その告白があつた時点でそれが唯一の確実な証拠である場合、聴聞パネルの裁定により資格停止期間を軽減することができる。

10.4.5 馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが本条に規定した 2 つ以上の条項に基づき制裁を軽減される権利を証明したとき

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、第 10.4.2 項、第 10.4.3 項、第 10.4.4 項のうち 2 つ以上の規定に基づき資格停止期間の軽減または取り消しの権利を証明した場合、聴聞パネルの更なる裁定により資格停止期間を軽減または取り消すことができる。

10.5 資格停止期間を延長させる加増事情

第 2.5 項（ECM 規則違反あるいは規則違反の企てについての支援、助長、援助、教唆、隠蔽、その他あらゆるタイプの共謀）に規定した違反以外の ECM 規則違反に関連する個々の事例について、標準的な制裁よりも重い資格停止期間を科すべき加増事情があることを FEI が証明した場合は、その証明がなければ適用される資格停止期間が最大 2 年間まで延長される。ただし、馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、ECM 規則違反を意図的に行なったのではないことを聴聞パネルが納得するレベルで証明した場合には、その限りではない。FEI により規則違反を問われた後、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは速やかに ECM 規則違反を認めることにより、本条項の適用を避けることができる。

10.6 複数回の違反

10.6.1 回目の ECM 規則違反

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフの 1 回目の ECM 規則違反についての資格停止期間は、第 10.2 項および第 10.3 項に規定されている（それらの期間は第 10.4 項に基づいて取り消し、軽減または停止され、第 10.5 項および第 10.6 項に基づいて延長される）。2 回目の ECM 規則違反については、聴聞パネルが資格停止期間を決定するもので、相当の事由があれば、聴聞パネルは個々の事例について複数回の違反に応じて最長 3 年間まで資格停止期間を延長する。3 回目の ECM 規則違反については、聴聞パネルは資格停止期間を最長 4 年間まで延長する。4 回目またはそれ以上の違反については、聴聞パネルは永久処分を科す決定、または最低限 4 年以上の資格停止期間を科さねばならない。

以前に犯した 1 回またはそれ以上の EAD 規則違反があった場合にも、同様の処分を適用する。

10.6.2 潜在的な複数回の違反に関する追加的な ECM 規則

第 10.6 項に基づく制裁を科すことにおいて、馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフが、第 7 条（結果の管理）に基づく通知を受け取った後、あるいは FEI が 1 回目の規則違反を然るべき方法で通告した後に、2 回目の違反

を犯したことを FEI が証明した場合にのみ、その ECM 規則違反は 2 回目の規則違反と見なされる。FEI がこれを証明できない場合は、それらの違反は合わせてひとつの 1 回目の違反と見なされ、1 回目の違反事例のなかでも、より厳しい制裁が科される。ただし、複数回の違反の発生は、第 10.5 項に規定される加増事情の裁定要素となり得る。

1 回目の ECM 規則違反の解決後、1 回目の違反に係わる通知より前に起きていた当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフによる規則違反を含む事実を FEI が発見したとき、FEI 裁定委員会は、2 つの違反が同時に裁定されていた場合の制裁に基づいて追加制裁を科す。それら違反のうち、より早い時期に起きた ECM 規則違反まで遡った全競技の結果は、第 10.7 項の規定通り失効する。先行の違反が後に発見されることにより加増事情（第 2.5 項）となることを避けるため、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは最初に違反を通知された後速やかに、先に犯した ECM 規則違反を自ら認めなければならない。FEI が、2 回目の ECM 規則違反の解決後に、それ以前に行なわれた他の違反に係わる事実を発見したときにも同じルールが適用される。

10.6.3 4 年以内における複数回の ECM 規則違反

第 10.6 項の適用において、4 年以内に複数の ECM 規則違反が発生したとき、複数回の違反と見なされる。

10.6.4 治療用規制物質または同方法と禁止物質または同方法の両方が含まれる複数の違反

馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、同一の環境下で ECM 規則における治療用規制物質または治療用規制方法と EAD 規則における禁止物質または禁止方法の両方を含む ECM 違反を犯したことが判明したとき、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは 1 件の規則違反を犯したと見なされ、複数の違反事例のうちでも最も厳しい制裁が科される禁止物質または禁止方法の使用違反に基づいて、制裁が科される。複数の物質または方法による違反は、第 10.5 項に規定される加増事情の裁定要素と見なされる。

10.7 検体採取あるいは ECM 規則違反以降の競技における結果の失効

第 9 条（個人結果の自動的失効）に規定される陽性結果となった競技における成績の自動的失効に加え、陽性となった検体が採取された日または別件の ECM 規則違反が行われた日から暫定資格停止または資格停止期間の開始までに得たその他のあらゆる競技結果は、制裁を科すことで公正性が失われる場合を除いて失効し、その結果、メダル、ポイント、賞の没収を含む制裁が科される。

10.7.1 ECM 規則違反を犯したことが判明した後の資格復活の要件として、まず馬管理責任者は、この条項に規定される通り、没収される全ての賞金を返還しなければならない。

10.8 資格停止期間の開始

以下に示す場合を除き、資格停止期間は資格停止措置が決定した日から始まる。あらゆる暫定停止期間は、(それが科されたものであるか、自発的に受け入れたものであるかに係わらず) 科された資格停止期間に算入される。

10.8.1 馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフに関係ない遅延

聴聞作業あるいは治療規制における他の局面において、規則違反を疑われている馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフに関係なく大幅な遅延が生じた場合、聴聞パネルは検体採取日または別件の ECM 規則違反が行われた直近の日のいずれか早い日を、資格停止期間の起算日とすることができる。

10.8.2 タイムリーな告発

馬管理責任者および／あるいは(適用の対象となる) サポートスタッフが、FEI により規則違反を問われた後、(どのような状況下であれ馬管理責任者が再び競技に参加するより前に) 速やかに ECM 規則違反を告発した場合、資格停止期間の開始を検体採取日または別件の ECM 規則違反が行われた直近の日とすることができる。

10.8.3 暫定資格停止が科され、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフおよび／あるいは当該馬がそれを遵守した場合、最終的に科されるべき資格停止期間から、当該暫定資格停止期間が差し引かれる。

10.8.4 馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、書面による当該競技馬を含む暫定資格停止を自発的に受け入れ、それ以降の競技に参加しなかった場合、最終的に科されるべき資格停止期間から当該暫定資格停止期間が差し引かれる。暫定資格停止期間の自発的な受け入れを示す書面のコピーは、ECM 規則違反の疑いのある事例についての通知を受け取るべき関係諸方に速やかに配布する。

10.8.5 ECM 規則違反の被疑者が所属チームから除外または出場停止処分を受けていたか否かに係わらず、暫定資格停止期間または自発的暫定資格停止期間が発効する日より前の出場しなかった期間が資格停止期間から差し引かれることはない。

10.9 資格停止期間中の立場

10.9.1 資格停止期間中の参加禁止

資格停止を科された競技馬、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフは、資格停止期間中、FEI あるいは NF が公認または主催する競技または活動にはいかなる立場でも参加することはできない。また、FEI あるいは NF が公認または主催するイベントに（観客としての参加を除き）出席することはできず、またはインターナショナルまたはナショナルレベルの組織が公認あるいは主催する競技にはいかなる立場でも参加することができない。どのような ECM 規則違反についても、当該馬管理責任者あるいはサポートスタッフが得ている当該スポーツに関連する金銭的支援および／あるいは当該スポーツに関連するその他の特別待遇は、FEI および／あるいは NF により凍結される。資格停止期間中の競技馬は、引き続き検査の対象となる。

また、第 10 条に規定する資格停止処分を科されているサポートスタッフはいずれも、彼らが FEI に登録されているか否かに係わらず、FEI 競技会場への臨場が禁止される。

10.9.2 資格停止期間中の参加禁止違反

資格停止が科されている馬管理責任者あるいはサポートスタッフまたは資格停止が科されている競技馬が、第 10.9.1 項に規定する資格停止期間中の参加または出席の禁止に違反した場合、その参加に関する結果は失効し、当初科された資格停止期間が再度初めから開始され、資格停止の全期間が、参加または出席の禁止違反があった日を起算日として科される。新たに科された資格停止期間は、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、参加および出席の禁止違反について自らには重大な過誤または過失がないことを証明したときには、第 10.4.2 項に則って軽減されることがある。参加および出席の禁止違反の事実および第 10.4.2 項に規定する軽減処置の適正性についての判断は、FEI 裁定委員会によってなされる。

第11条 チームに対する措置

11.1 チームのメンバーである馬管理責任者が、個人成績の合計を基にチームの順位が決まる競技会中に ECM 規則違反を犯した場合、違反を犯した馬管理責任者の結果はチームの結果から除外され、チーム成績に算入される次点の選手の成績を加えて順位をつけ直す。当該馬管理責任者の結果をチーム結果から除外することにより、チームとしてのメンバー数に満たなくなった場合、当該チームは失権となる。馬管理責任者以外のチームの主要メンバー、たとえばチーム監督、チーム獣医師、コーチ等が ECM 規則違反を犯していることが発覚し、失格が正当であると判断されたときにはチーム全体が失格処分となる。

第 12 条 上訴（不服申し立て）

12.1 上訴の対象となり得る決定

ECM 規則に則って下された決定は第 12.2 項から第 12.3 項に規定する通り、上訴の対象となり得る。上訴の審理機関が異なる裁定を出さない限り、当初の裁定は継続して効力を有する。

12.2 ECM 規則違反とその結果および暫定資格停止期間に関する判定への上訴

以下に示す事例については、本条項（第 12.2 項）に基づく方法に限り上訴することができる。(a) ECM 規則違反行為の判定；(b) ECM 規則違反に対する制裁の判定；(c) 明らかな ECM 規則違反の棄却判定；(d) ECM 規則違反への対処が手続き上の理由（たとえば時効の成立）により進められないという決定；(e) 第 10.9.2 項（資格停止期間中の参加禁止に対する違反）に関する違反行為の判定；(f) ECM 規則違反における FEI または NF の立証責任や結果審理が不足した判定；(g) 規制薬物違反が疑われる分析結果または異常な結果を放置する NF の判定；(h) 第 7.4 項への違反の結果として予備聴聞会等により科された暫定資格停止の判定。暫定資格停止に対して上訴できるのは、暫定資格停止が科された当事者に限られる。

12.2.1 国際競技会への参加における事例、または FEI 登録馬が関連している事例では、CAS の規定に従って、CAS にのみ上訴することができる。

12.2.2 第 12.2.1 項に規定した事例については、以下に示す者が CAS に上訴する権利を有する。(a) 上訴の対象となる事例の当事者である馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフ、または所有馬が暫定資格停止あるいは資格停止を科されたオーナー；(b) 裁定が下った事例におけるその他の当事者；(c) FEI；(d) 上訴の対象となる裁定を科された者の所属 NF；(e) 当該裁定が、オリンピック大会またはパラリンピック大会への参加権利に影響を与えるものである場合を含み、それらの大会に影響を与えるものであった場合には、当該裁定に関連する国際オリンピック委員会あるいは国際パラリンピック委員会。

12.3 上訴の提出時期

CAS に上訴する時期は、上訴する者が聴聞パネルの裁定通知を受け取ってから 30 日以内とする。上記に係わらず、上訴権利を有する者の上訴に対しては下記が適用される。ただし、その者がその裁定について上訴手続きを既にとっている場合を除く。

c) 裁定の通知から 10 日以内は、それらの者は当該決定を下した聴聞パネルに対し、信頼できる書類のコピーを要求する権利がある。その要求の有無に係わらず、それらの者が上記の規定期日内に CAS に上訴することを妨げるものではない。

d) 10 日以内に当該要求があった場合、要求した者はその書類を受け取ってから 30

日以内に CAS に上訴申請しなければならない。

第 13 条 適用、報告、承認

13.1 FEI ECM 規則の適用

FEI が扱う種目に限り、2011 年 1 月 1 日までに、すべての NF は ECM 規則の第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 8.2 項および第 10 条を、それが国の法律に違反しなければ条文の実質的な内容を変更せずに NF が制定するドーピング防止規則に取り入れ、NF メンバーに対して発効しなければならない。ただし、国内ドーピング防止規則の有効な施行体制を既に過去 5 年間以上にわたり実施している NF については、上記の適用期限を 2012 年 1 月 1 日まで延長する。これに該当する NF（最低限 5 年間は有効なドーピング防止規則を有する）が、2012 年 1 月 1 日までに第 4 条を導入できない場合には、当該 NF は 2012 年 1 月 1 日以降にその履行を延期することができると共に、代替策として第 4 条発効の適正な履行について、個別に FEI と調整、合意することができる。NF が導入を望まない本規則の他の条項については、類似の概念および原則を具体化するため、それらに相当する新たな条項を制定すること。本規則においては、NF が国内レベルのドーピング規制の一環として、当該国の馬を競技外検査の対象とすることを妨げない。

13.2 統計報告

NF は毎年末、NF が管轄した全てのドーピング規制について集計した匿名の結果を FEI に報告しなければならない。FEI は、FEI が管轄した検査データと同様に、NF からの検査データを定期的に公表する。

13.3 一般開示

13.3.1 FEI または NF はいずれも、公式な審理検討および第 7.1.2 項と第 7.1.3 項に規定する通知の完了、あるいは ECM 規則違反の被疑者に対する暫定資格停止開始のいずれかが実行されるまでは、疑わしい分析結果となった馬あるいは馬管理責任者、またはその他の規則違反が疑われる馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフを特定できるような情報を公表してはならない。ECM 規則違反が証明されたときは、FEI の判断により異なる公表システムが保証されない限りは、www.fei.org に掲載される FEI 取り扱い事例一覧 (FEI Case Status Table) を通じて定期的に公表される。第 8.3 項に規定する簡易処分手続きについては、簡易処分の受け入れが必須である。馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフまたはそれらの者が所属する NF が、取り扱い事例一覧への公表前に、規則違反または疑われている ECM 規則違反について発表したときには、FEI はその公表についてコメントし、あるいは当該事例について公式に報告することができる。

13.3.2 聴聞または上訴後に、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフの ECM 規則違反が棄却されたあらゆる事例においては、その裁定を受けた者の同意がある場合に限り、その裁定を公表することができる。FEI はその同意を得るために努力する責任を有し、同意を得たときには、裁定の全内容または編集を加えて当事者と FEI がともに承認した情報を一般に開示しなければならない。

13.3.3 FEI、NF、公認検査所およびそれらの役職員は、未決の事例に係わる（検査過程および科学的事実についての一般的な説明と異なる）特定の事実について公式な見解を述べてはならない。ただし、当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフおよびその代理人による公式コメントへの対応を除く。

13.4 NF による決定の承認

ECM 規則違反に関する（ナショナル競技会に係わるものも含む）FEI のあらゆる決定は、すべての NF が承認し、実行しなければならず、NF はその決定を受けて実行されるあらゆる事項に必要な措置を講ずる。

第 14 条 時効

ECM 規則において、ECM 規則違反が発生した日から 4 年以内に何らかの措置が講じられなければ、それ以降は当該馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフに対するいかなる措置も講じることはできない。

第 15 条 ECM 規則の改正および解釈

15.1 ECM 規則は、FEI 定款および一般規程に則って、FEI により適宜改定される。

15.2 第 15.5 項の規定に該当する場合を除き、ECM 規則は独立した規定として解釈されるべきであり、既存の法律や法令を参考に解釈・運用するべきではない。本規則に規定されていない事項は、ナショナル競技会に関する国内の規定を適用して解釈しなければならない。

15.3 ECM 規則の各章および各条の見出しは、その内容を簡略化する目的のみに使用され、規則の実質的な一部と見なされるものではなく、関連する規定条文の表記に優先するものではない。

15.4 序文、付則 1《定義》、馬禁止・規制物質リストおよび FEI 公認検査所リストは、ECM 規則の不可欠な要素である。

15.5 ECM 規則は FEI 定款および一般規程に準じており、獣医規程、FEI 裁定委員会内部規程、FEI 公認検査所基準および種々の競技規程等の FEI 規則や規程と同様に、その適用にあたっては定款および一般規程の内容と相関したものと解釈すべきである。定款または一般規程と相反する場合には、定款および一般規程を適用するが、一般的な規定に優先すべき特別な規定を定めた *lex specialis derogat legi generali*（「特別法は一般法に優先する」の意）の法的原則が FEI 裁定委員会により適用されたときには、これに従わなければならない。その他の規則または規程と相反する場合には、ECM 規則を優先適用しなければならない。

15.6 現行の ECM 規則における期限とは、FEI からの通知を受け取った日の翌日を起算日とする。公休日および非稼働日はこの期限に算入する。当事者からの通知が、期限最終日の深夜 12 時前に発送された場合は、現行 ECM 規則に規定する期限内であると見なす。期限最終日が、通知を送る側の国において公休日または非稼働日である場合、以後直近の稼働日を期限満了の日とする。

第 16 条 移行規定

16.1 ECM 規則 2010 年版の適用

ECM 規則 2010 年版は 2010 年 1 月 1 日（“発効日”）以降、全面的に適用する。

16.2 “Lex Mitior（寛大な法）”の原則の適用時を除く遡及的適用の禁止

本規則の発効日において審理中のあらゆる ECM 規則違反事例、および発効日以前に発生かつ発効日後に発覚した ECM 規則違反事例については、聴聞パネルが当該事例においては“*lex mitior*”の原則の適用が適当であると判断した場合を除き、当該違反が発生した時点で有効な ECM 規則が適用される。

16.3 ECM 規則 2010 年版発効以前に下された裁定に対する適用

規則違反に対する最終裁定が下された事例、および資格停止期間が満了したいかなる治療規制規則違反事例についても、ECM 規則 2010 年版が適用されることはない。

付則 1—定義

Administrative Procedure (簡易手続き) ECM 規則違反を問われた選手に適用することのできる ECM 規則第 8.3 項に規定された手続き上の過程。

Adverse Analytical Finding (疑わしい分析結果) 馬から採取された検体における 1 つ以上の禁止・規制物質またはその代謝物およびマーカ（内生物質量の亢進を含む）を検出した、あるいは禁止・規制方法を使用した証拠を同定した、FEI 検査所基準を満たしている検査所あるいはその他の認可施設からの報告。

Anti-Doping Organisation (ドーピング防止組織) ドーピングまたは治療規制におけるあらゆる過程を管轄、履行、施行する責任をもつ組織。たとえば、FEI、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、または NF 等を含む。

Athlete (選手) FEI 競技会に出場参加するあらゆる人物。ライダー、馬車の御者、軽乗の調馬索手、軽乗選手等を指す。

Attempt (企て) EADCM 規則違反の実行計画における実質的な手段を構成する行為における意図的な行動。しかしながら、その企てに関与していない第三者による摘発前に、その企てを断念した場合、違反の企てのみを理由に規則違反は成立しない。

Atypical Finding (特異所見) 疑わしい分析結果を確定する前に FEI 検査所基準の定め に則る追加調査を必要とする、検査所あるいはその他の施設による報告。

Banned Method (禁止方法) 馬禁止・規制物質リストに記載されているあらゆる方法。

※日馬連注：原文に忠実に訳したが、「Banned」は本来、EAD 規則違反の禁止方法であり、規制方法とは区別されるべきである。

Banned Substance (禁止物質) 馬禁止・規制物質リストに記載されているあらゆる物質 およびその代謝物またはマーカ。

※※日馬連注：原文に忠実に訳したが、「Banned」は本来、EAD 規則違反の禁止物質であり、規制物質とは区別されるべきである。

CAS スポーツ仲裁裁判所。

Competition (競技) FEI 一般規程の定義では、“成績に応じて選手の順位がつけられて表彰される個々のクラス”を示す。

Confirmatory Analysis Request Form (確認検査要請書式) FEI 司法部門から馬管理責任者に宛てて送られる書式であり、A 検体による疑わしい分析結果を受けた当該者が B 検体の確認分析を希望する場合には、書式にもれなく記入して送り返さなければならない。

Controlled Medication Method (治療用規制方法) 馬禁止・規制物質リストに記載されているあらゆる方法。

※日馬連注：原文に忠実に訳したが、「Controlled Medication Method」は本来、ECM 規則違反の方法であり、禁止方法である Banned Method とは区別されるべきである。

Controlled Medication Substance (治療用規制物質) 馬禁止・規制物質リストに記載されているあらゆる物質あるいはその代謝物またはマーカ。

※日馬連注：原文に忠実に訳したが、「Controlled Medication Substance」は本来、ECM 規則違反物質であり、禁止物質とは区別されるべきである。

Disqualification, Disqualify, or Disqualified (失格) EADCM 規程違反の結果、特定の競技または競技会における成績がその価値を失うこと。メダル、ポイント、賞金の没収を含む。

Doping Control (ドーピング規制) 検体採取およびその取り扱い、検査所における分析、結果管理、聴聞および異議申し立て等におけるあらゆる手順および過程を含む、検査計画から EAD 規則における最終処分までの全手順および過程。

EADCM Regulations (EADCM 規程) ドーピング防止および治療規制を含む規程システム全体。EAD 規則と ECM 規則を統合したもの。

EAD Rules (EAD 規則) The FEI Equine Anti-Doping Rules (FEI 馬ドーピング防止規則)。

ECM Rules (ECM 規則) The FEI Equine Controlled Medication Rules (FEI 馬治療規制規則)

Equestrian Community Integrity Unit EADCM 規程を含む FEI 規則違反の疑いについて証拠を集めるために FEI が権限を与えた調査組織で、EADCM 規程に関する事例について FEI 裁定委員会の推察について、その証拠を提出する。

Equine Prohibited Substances List (馬禁止・規制物質リスト) 禁止物質と治療用規制物質、また、禁止方法と治療用規制方法を特定するためのリストで、事務総長の指示により適宜公表される。

Equine Therapeutic Use Exemption (ETUE) (馬の治療目的使用に係る除外措置) 適正な治療を目的として、治療用規制物質と治療用規制方法の両方またはいずれかを馬に処方または使用したときに適用される競技参加許可。FEI 獣医規程に指定の申請用紙が掲載されている。疑義を回避するため、ETUE は禁止物質あるいは禁止方法には適用しない。

Event (競技会) FEI 一般規程には“《ショウ》、《選手権》、《ゲーム》等の大会を意味する。競技会は1つまたはそれ以上の種目によって組織される”と定義されている。

FEI (国際馬術連盟) 連盟は、総代者または適宜事務総長によって、定款、一般規程およびその他規程や規則に則って決定された活動を行う。

FEI Standard for Laboratories (FEI 検査所基準) 本規程を履行するために、検査所に対して適用する分析、保管手順および報告手順に関して FEI 裁定委員会が定めた基準であり、適宜事務総長の承認が必要である。採取した検体の分析時には、(他の代用的な基準や習慣や手順とは対照的な) この基準を遵守して、本基準に示されている手順が間違いなく適正に行われなければならない。

FEI Tribunal (FEI 裁定委員会) FEI 定款、一般規程またはその他適用される FEI 規則および規程に示されている通り、本規程の下で各事例の判定・結論を出すために組織された聴聞パネルの全メンバー。

Fine (課金/罰金) EADCM 違反の罰則であり、馬管理責任者および/あるいはサポートスタッフが金銭的なペナルティを受けること。

Ground Jury (競技審判団) この用語は FEI 一般規程において定義されている。

Hearing Panel (聴聞パネル) 個々の事例ごとに FEI 裁定委員会メンバーで構成され、結論を下すグループ。

Horse (馬) FEI 種目に参加する馬、ポニー、またはその他の馬属の動物。

In-Competition (競技内) 競技会の開始から終了までの期間を示し、第1回ホースイン

スペクシヨンの開始 1 時間前に始まり、当該競技会の最終競技の結果発表から 30 分後に終了する。オリンピックおよびパラリンピック大会に関してはこれとは異なり、それぞれに適用されるルールで定められている。

Ineligibility (資格停止) EADCM 規程違反の罰則で、適用されるルールに規定される通り、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、一定期間あらゆる競技または競技会あるいはその他の活動についてどのような立場であれ参加を禁止されること、または資金の援助を受けられなくなること。

International Event (国際競技会) FEI、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会または主要競技会の組織委員会が、当該競技会を統括または当該競技会の技術役員を指名する競技会。

Laboratory (検査所) EADCM 規程の下で、検体を分析する目的で FEI に承認された検査所。

Marker (マーカー) 1 つの化合物、複数の化合物の集合体、あるいは生物学的パラメーターで、禁止・規制物質または禁止・規制方法の使用を示す指標となる。

Medication Control (治療規制) 検査実施計画段階から ECM 規則違反に係わる上訴についての最終処分までのあらゆる過程のこと。これは、検体採取、その取り扱い、検査所における分析、馬の治療目的使用に係る除外措置、聴聞および上訴の間の全過程を含む。

Metabolite (代謝物) 生物学的変化の過程で生成されるあらゆる物質。

Minor (未成年) 居住国において適用される法律によって成人と定められている年齢に達していない者。

National Event (ナショナル競技会) インターナショナルまたはナショナルレベルの馬管理責任者を含む競技会で、国際競技会ではないもの。

National Federation (各国馬術連盟) その国において、最低限でもオリンピック馬術競技の選手管理、または選手管理に影響力のある団体。自国のオリンピック委員会に認可され、かつ FEI 総会で承認されていることが望ましい。

National Olympic Committee (各国のオリンピック委員会) 国際オリンピック委員会に

認可された組織。当該国のスポーツ連盟がドーピング防止に関して自国のオリンピック委員会を代表して責任を負う場合には、当該スポーツ連盟（National Sport Confederation）も National Olympic Committee に含まれる。

No Fault or Negligence（過失または不注意の不在） 馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、管理する馬やその体内に禁止物質あるいは治療用規制物質を投与したこと、または禁止方法あるいは治療用規制方法を使用したことを知らなかったあるいは疑いを持たなかったこと、かつ最大限に注意を払ったとしても知ることや疑うことができなかったという事実を証明すること。

No Significant Fault or Negligence（重大な過失または不注意の不在） 全体的な状況が精査され、かつ過失または不注意の不在に関する酌量が考慮される中で、馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、自らの過失または不注意が EADCM 規程違反につながっていないという事実を証明すること。

Notice (or “Notify” or “Notification”）（通告） 規則違反を疑われた時点で、いずれかの国の馬術連盟に所属している馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフへの通告は、所属国馬術連盟への通告によって行われる。しかし、可能であれば、馬管理責任者および／あるいは（適用の対象となる）サポートスタッフへも直接通告される。当該馬が資格停止処分または何らかの不適合条項の対象となった場合には、FEI に公的登録されている当該馬のオーナーにも通告されなければならない。EADCM 規程に関連する何らかの通告は、対象者がそれを受け取った段階で通告がなされたと見なす。

Out of Competition（競技外） 競技内を除く、あらゆるドーピング規制。

Participant（参加人馬） あらゆる馬、および馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフ。

Person（関係者） 人、組織、その他の人的存在。

Person Responsible（馬管理責任者） 競技内検査により発覚した EADCM 規程違反または競技中に起こったと疑われるその他の違反事例における馬管理責任者は、最新の FEI 一般規程に規定されている者とする。競技内以外のすべての EADCM 規程違反における馬管理責任者は、当該馬のオーナーである。

Possession or Possessing（所持） 実的な現物の所持、または推論上の所持（当該馬管

理責任者でなければ当該禁止物質／方法を使用できないときや、または禁止物質／方法の存在が前提となるときにのみ推論上の所持と見なされる)をいう。しかし、当該馬管理責任者が当該禁止物質／方法の使用や禁止物質／方法の存在を前提とする事例に独占的に係わっていなくても、すでに当該管理責任者が当該禁止物質／方法の存在を知っていて、それを使った調教を行なっていたとすれば、推論上の所持が成立する。当該馬管理責任者が EAD 規則違反を犯したという通告を受け取る前に、当該馬管理責任者が、自ら所持する意図はなかったことを示す具体的な行動を起こし、ドーピング防止組織に対して所持の事実を拒否する明確な意思表示をした場合、所持していたという推論のみでは EAD 規則違反があったということにはならない。これらの規定に係わらず、馬管理責任者による禁止物質または禁止方法の購入（電子的またはその他の方法を含む）は、それ自体が所持と見なされる。

Preliminary Hearing（予備聴聞） EAD 規則および ECM 規則第 8 条（公正な聴聞の権利）に規定される聴聞の前に行われる簡易的な聴聞。被疑者には、通告された違反に対する書面また口頭による陳述の機会を与えるものである。

Provisional Suspension（暫定資格停止） EADCM 規程違反または自白の結果として、第 8 条（公正な聴聞の権利）に定められている聴聞会における最終判定の前に、被疑者である馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、競技や活動におけるあらゆる立場での参加または競技会への臨場（観客としての臨場を除く）を一時的に禁止されること。対象は、FEI または各国馬術連盟が承認または主催する競技会、またはあらゆるインターナショナルあるいはナショナルレベルの競技会主催者により承認または主催される競技。

Publicity Disclose or Publicly Report（一般への情報公開） EAD および ECM 規則のそれぞれ第 13 条に則って、まず対象となる者に対する通告され、その後公に情報を公開する。

Receipt（受領） 関係者が EADCM 規程に関する何らかの通知を受け取ったとき。受領したことを特に確認しない場合には、受領の確実性を高めるため、発送から休業日を除く 10 日後に受領されたものと見なす。

Sample（検体） ドーピングまたは規制薬物検査を目的に採取される、生物学的またはその他の採材。

Specified Substances（特定物質） FEI によって適宜決められる禁止物質に分類され、馬禁止・規制物質リストに掲載されているもので、EAD 規則第 10.4 項に該当する可能性のあ

るもの。

Substantial Assistance (実質的な協力) EAD 規則第 10.5.3 項および ECM 規則第 10.4.3 項の適用を目的に実質的な協力を提供する者は、(1) 自らが持っている EADCM 規程違反に関するすべての情報を、署名入りの書面であますところなく公表し、(2) ドーピング防止組織または聴聞パネルからの要請があったときには聴聞会において証拠を開示するなど、その情報に関する事例についての調査や判決に全面的に協力しなければならない。さらに、提供される情報は信頼性があり、審理中の当該事例に関する重要な情報を含んでいなければならない。あるいは、当該事例がまだ摘発されていないときには、違反があったという十分な根拠を提示しなければならない。

Support Personnel (サポートスタッフ) コーチ、トレーナー、選手、馬のオーナー、グルーム、スチュワード、監督、チームスタッフ、オフィシャル (役員)、獣医師、医療および医療補助スタッフなどあらゆる立場で、馬術競技に出場しているまたは出場しようとしている者の援助者。獣医師は、専門的な基準および免許を必要とする専門家としてサポートスタッフの一人に定義されている。獣医師が EADCM 規程に違反したという申し立ては、当該事例をとりまく実際の状況が、獣医師が違反に関わった可能性を示している場合にのみ行われる。

Tampering (改変) 不正な目的または不正な方法による改変、進行に対する不正な影響の行使、不正な妨害、妨げ、ミスリード、または結果を改ざんする不正な管理の実行、あるいは事例における通常に対応方針への妨げ、FEI またはその他のドーピング防止組織への不正な情報の提供。

Target Testing (ターゲット検査) 特定の時機にランダム (無作為抽出) ではない方法で、特定の検査対象馬または馬のグループを選択して行う検査。

Testing or Test (検査) 検査実施計画、検体採取、検体取り扱いおよび検体の検査所への送付を含む、ドーピング規制および治療規制プロセスの一部。

Trafficking (不正取引) ドーピング防止組織の管轄下にある馬管理責任者および／あるいはサポートスタッフが、禁止物質または禁止方法 (物理的または電気的あるいはその他のあらゆる方法) の売却、供与、輸送、送付、配達および配分を第三者に対して行うこと。

Use (使用) 禁止・規制物質または禁止・規制方法を、いかなる方法であれ利用、適用、注入、摂取すること。

Veterinary Commission (獣医師代表団) 競技会において組織委員会、上訴委員会および競技審判団に対する、あらゆる獣医事に関するオフィシャルアドバイザー。この用語は一般規程において定義されている。

WADA 世界アンチ・ドーピング機構。